

序章 ごみ処理基本計画とは

■ごみ処理基本計画の位置づけ

ごみ処理基本計画は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

ごみ処理基本計画は、一般廃棄物の処理責任を負う市町村がその区域内のごみを管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画です。したがって、ごみ処理基本計画は、市町村が自ら処理するごみのみならず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以降「廃棄物処理法」という。）第6条の2第5項に基づく多量排出事業者に指示して処理させるごみや市町村以外の者が処理するごみも含め、当該市町村で発生するすべてのごみについて対象としています。

ごみについては、①できる限り排出を抑制し、次に廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、②再使用、③再生利用、④熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本にして計画を策定します。

なお、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、市町村は、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないこととされています。

第1章 計画の主旨

1 計画の目的

津島市では、平成15年度に「津島市民のごみ処理基本計画（平成15年度～平成24年度）（以降「前回基本計画」という。）」を策定しました。この前回基本計画は、ごみの減量・資源化を行政だけで実践することが難しく市民の行動が大前提となることから、市民の意見をよりよく反映させるため公募の市民委員会を設置し、市民主体で策定されました。

また、平成18年度からはプラスチック製容器包装の資源化も開始され、市民委員会による分別説明会を実施したことから、前回基本計画策定後、数年間におけるごみに対する市民の意識向上がみられました。

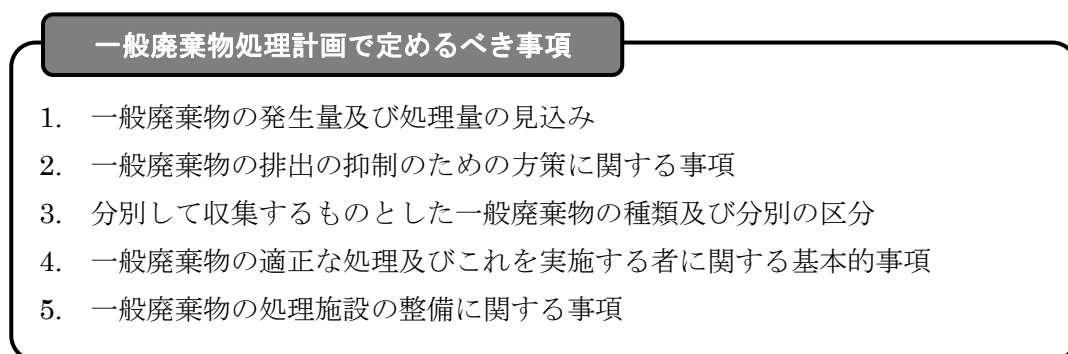
一方で、前回基本計画が策定されてから10年が経過し、生活様式の変化によりごみの種類やごみ質に変化が生じており、現状のごみ処理体制で十分なごみの減量・資源化が行われているのか見直す時期がきています。また、環境保全の重要性、市町村における廃棄物処理体制等を顧みて、国におけるごみ処理の方針も変化しており、平成5年3月に策定された「ごみ処理基本計画策定指針」が平成20年6月に改正されているほか、廃棄物処理法の一部改正も行われています。

このような背景のもと、目標年度（平成24年度）を迎えた前回基本計画に替わる新たな計画の策定が求められています。

今回策定する「津島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以降「本計画」という。）」は、津島市におけるごみ処理を円滑に推進し、市内における一般廃棄物（ごみ）について、生活圏からの速やかな排除及び資源化、減容化、並びに減量化を図るために、必要な市域の状況や上位計画及び周辺計画との整合性を配慮し、また、一般廃棄物の広域処理をしている海部地区環境事務組合との連携を第一に入れて、基本的な方針を定めるものであり、減量化、資源化を基本とする「廃棄物循環型処理」を目標に、長期的、総合的視野に立った計画を作成することを目的とします。

2 計画の構成

一般廃棄物処理計画において定めるべき事項は以下のとおりです。



また、一般廃棄物処理計画は、図 2-1 に示す 2 つの構成に分けられます。

さらに、この 2 つの計画はそれぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）とに分けられます。

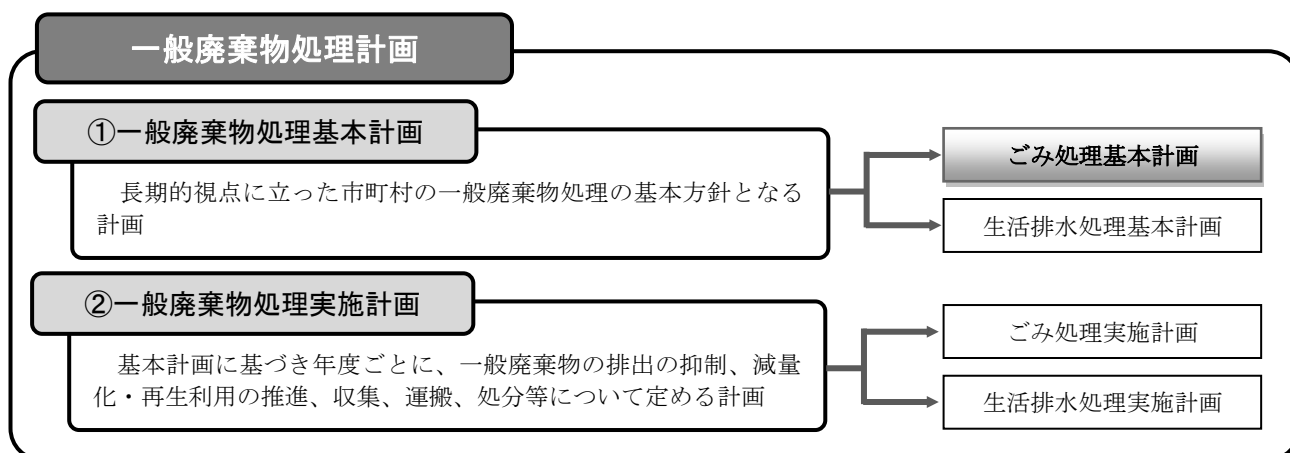


図 2-1 一般廃棄物処理計画の構成

本計画は、このうち①一般廃棄物処理基本計画の中のごみ処理基本計画に該当するものです。

また、今回のごみ処理基本計画は「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 20 年 6 月 19 日付環廃対発第 080619001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）に基づいて策定するものです。

本計画と上位計画との関係は、図 2-2 のように位置付けられています。

なお、計画策定に際しては公募の市民委員に点検・検討を頂くなど、市民協働でごみの減量、資源化に取り組んでいく体制を心掛けていくこととします。

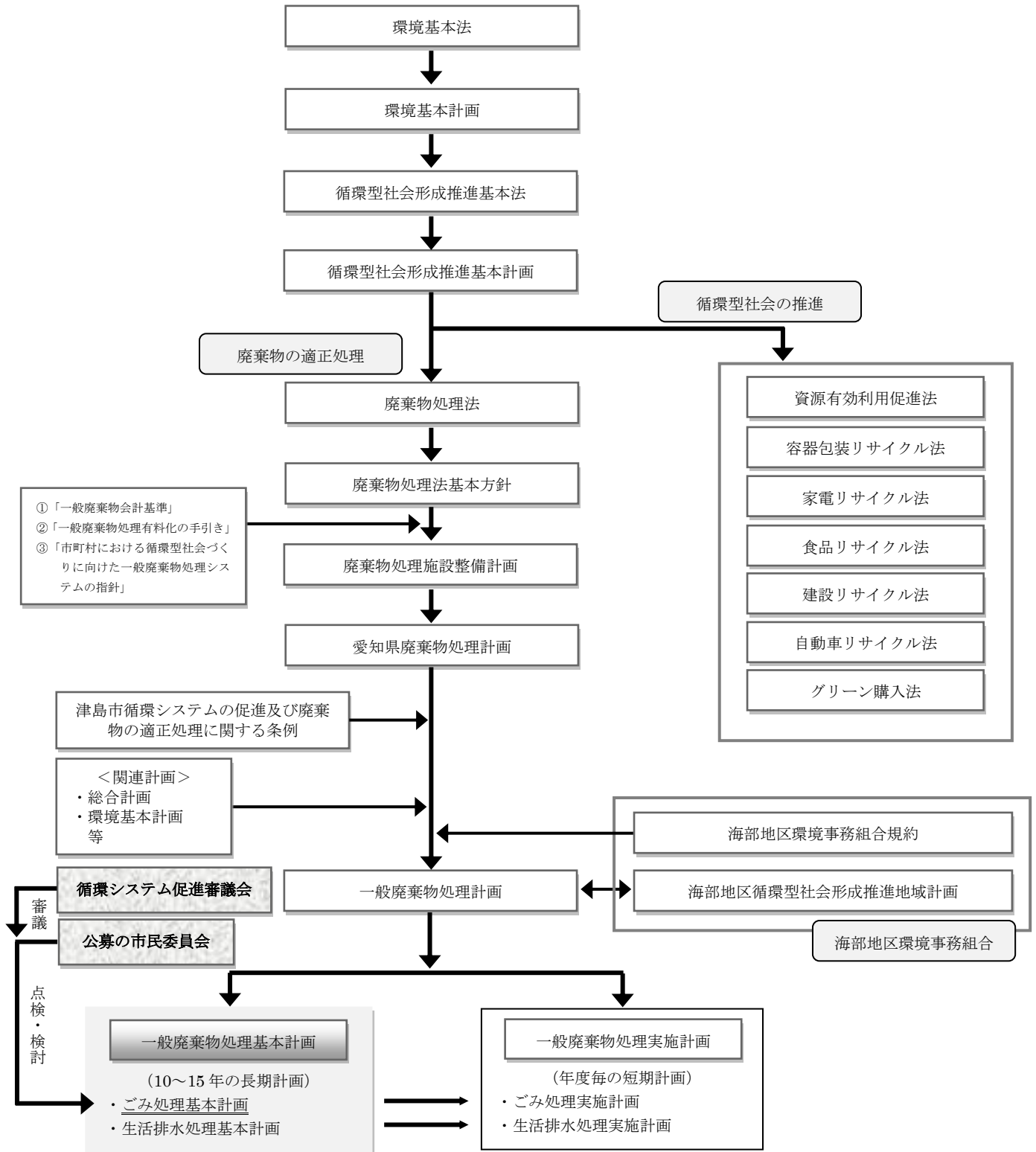


図 2-2 計画の位置付け

出典：ごみ処理基本計画策定指針（平成20年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）

3 計画の期間

本計画の期間は、平成 25 年度を初年度とし、平成 34 年度を目標年度とする 10 年計画とします（図 2-3 参照）。

なお、おおむね 5 年で見直し、また国における廃棄物処理行政や社会経済情勢が大きく変化した場合には適時適切な見直しを行うこととします。

さらに、改訂又は見直しに際しては、本計画の目標の達成状況等について点検・評価を行い、その結果を反映させるものとします。

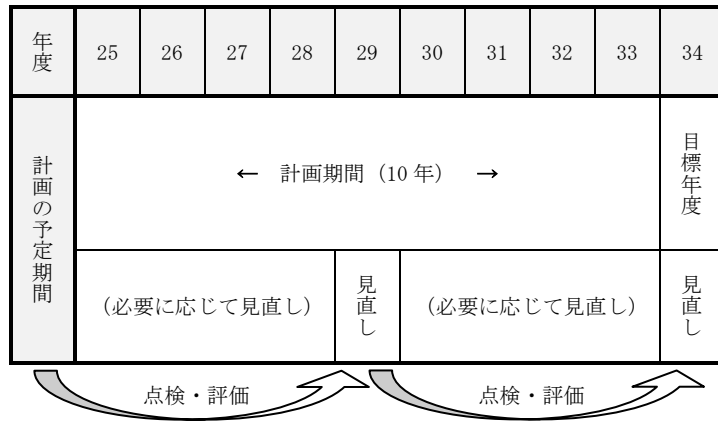


図 2-3 計画の期間

4 計画の範囲

本計画の範囲は、津島市全域における一般廃棄物（ごみ）を対象とします。

第2章 現況の把握

第1節 ごみ処理の現況

1 ごみ処理の沿革

津島市内における主なごみ処理に関する取組は以下のようになっています。

年 月	沿 革
昭和30年	津島市のごみ焼却場ができる。 市がごみ収集を始める。
39年	「津島市ほか四町衛生組合」（津島市、蟹江町、弥富町、佐屋町、佐織町）発足
40年	可燃物、不燃物の2分別収集を始める。
51年	「津島市ほか十一町村衛生組合」（津島市、七宝町、美和町、大治町、蟹江町、十四山村、飛島村、弥富町、佐屋町、立田村、八開村、佐織町）を組織する。
55年	市指定のごみ袋を選定する。その結果、年間1,500tの減量を見る。
57年	分別収集を開始する。
59年 4月	生ごみの高速堆肥化工場運転（平成4年3月まで）。
	焼却場（旧佐織町地内）本格操業開始
7月	有害ごみ（廃乾電池・体温計）の分別収集開始。
平成 4年 1月	生ごみ処理容器設置補助制度開始（1基6,000円）。
10月	生ごみ高速醗酵処理装置（リサイター）導入。
5年 3月	一般廃棄物処理基本計画の策定。
10月	医療廃棄物収集開始（平成12年3月まで）。
8年 3月	一般廃棄物最終処分場（新開）50,800m ³ を造成。
9年～	津島市一般廃棄物最終処分場（鹿伏兎）埋立開始
9年10月	ペットボトル分別収集（箱回収）を開始。
12年 4月	「津島市ほか十一町村衛生組合」と「海部津島衛生組合」が統合され、「海部津島環境事務組合」（1市7町4村）発足。
13年10月	焼却施設（八穂クリーンセンター）稼働開始 再利用資源集団回収助成金制度開始。
14年 4月	市指定ごみ袋で収集開始。 粗大ごみ戸別有料収集開始。
15年 3月	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成15年度～24年度）策定。
16年 7月	「ふれあい収集」（独居老人宅等の戸別収集）の開始。
17年 4月	「海部津島環境事務組合」の構成市町村が2市5町2村へ（佐屋町、佐織町、立田村、八開村が合併し愛西市へ）。
18年 4月	プラスチック製容器包装の分別収集開始及びペットボトルの指定袋収集開始。 「海部津島環境事務組合」が「海部地区環境事務組合」へ名称変更及び構成市町村が3市4町1村へ（弥富町と十四山村が合併し弥富市へ）。
19年12月	家庭ごみの自己搬入が有料化。
21年12月	モデル地区（20地区）による小型家電収集を試行（平成23年1月まで）
22年 3月	「海部地区環境事務組合」の構成市町村が4市2町1村へ。（七宝町、美和町、甚目寺町が合併しあま市へ。組合の協同処理は、合併前の七宝町及び美和町の区域に限る。）
23年 4月	電動生ごみ処理機設置補助金廃止。
8月	生ごみ高速醗酵処理装置（リサイター）廃止。

2 ごみ処理の流れ

津島市内におけるごみ処理の流れを図 2-1-1 に示します。

可燃ごみは、八穂クリーンセンター（海部地区環境事務組合管理）内の焼却施設で焼却されます。

不燃ごみ及び粗大ごみは、八穂クリーンセンターにて鉄分を抜き取り・資源化しており、残渣は同施設内の焼却施設にて焼却されます。また、焼却施設から発生する焼却残渣は、財団法人愛知臨海環境整備センター（以降「アセック」という。）もしくは民間業者へ搬入され最終処分されます。なお、ブロック、レンガ等は津島市一般廃棄物最終処分場（鹿伏兔）（津島市管理）内の埋立処分場でも受け入れられています。

資源ごみの内、缶類は八穂クリーンセンターへ搬入され、プラスチック製容器包装、ペットボトル、びん類等は津島市一般廃棄物最終処分場（鹿伏兔）内のリサイクルセンターを通じて民間資源化業者へ搬入され、資源化されます。

なお、事業系ごみは直接搬入となっており、処理困難ごみや家電・パソコン等は各業者への依頼により処理することとなっています。

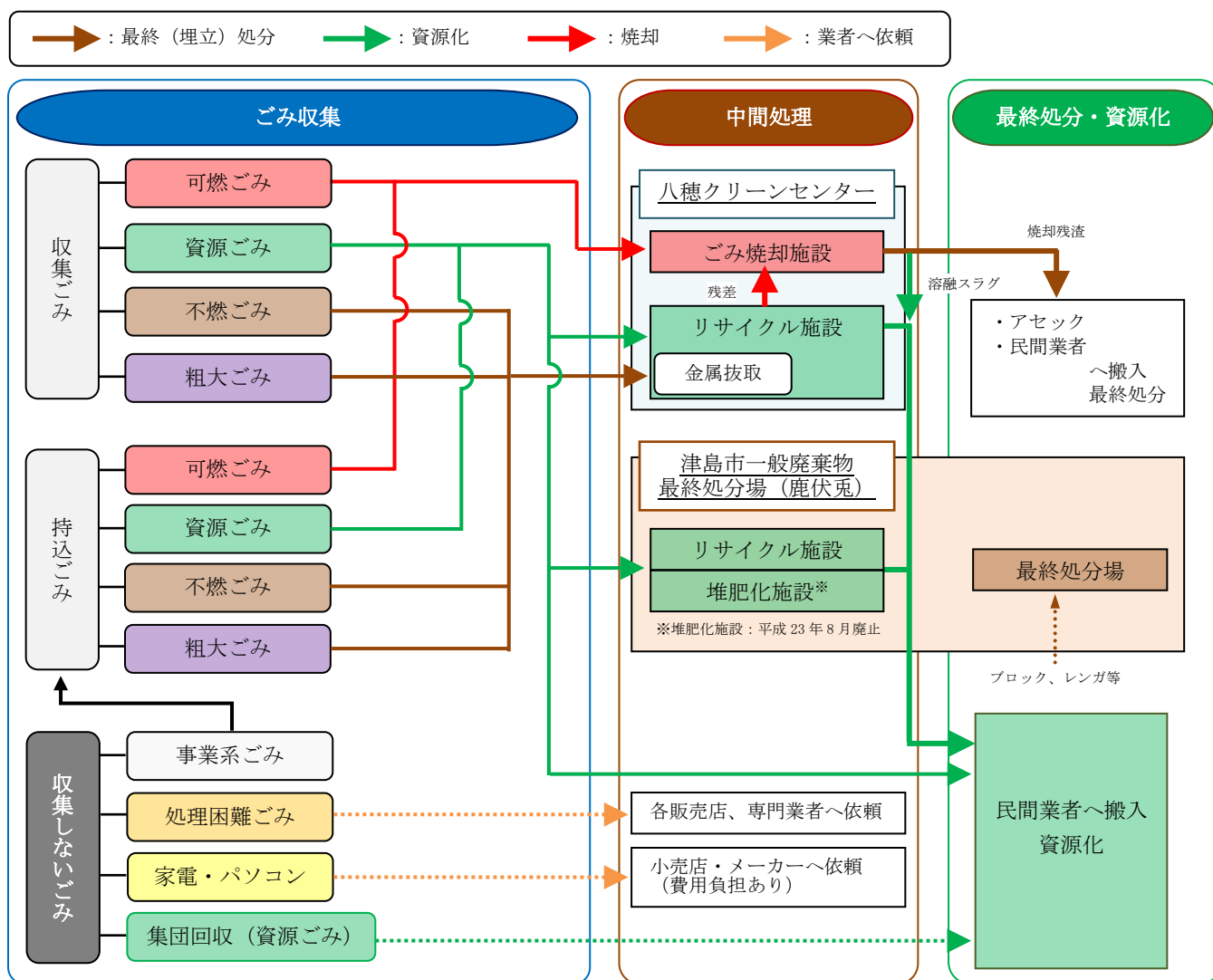


図 2-1-1 ごみ処理の流れ

3 ごみ量、ごみ質

(1) 分別区分

ごみの分別区分を表 2-1-1 に示します。

収集ごみは、ごみと資源に分けられ、資源化されるものとしては、プラスチック容器包装、空きびん、空き缶、ペットボトル、古紙・古着、有害ごみ（蛍光灯など）に分別されます。

また、大掃除や引越しなど、多量にごみが出る場合には原則持込となっています。

表 2-1-1 分別区分

分別区分		具体例	
収集ごみ	ごみ	可燃ごみ	容器包装以外のプラスチック製品、残飯、紙おむつ、生理用品、ふとん、毛布、じゅうたん など
		不燃ごみ	おもちゃ類、ゴム製品、ポリ缶、プランター、金属製品 など
		粗大ごみ	机、椅子、タンス、自転車 など
	資源	プラスチック製容器包装	発泡スチロール、プラスチック製ボトル、袋、カップ、ネット など
		空きびん	飲料用びん、化粧品びん、雑びん など
		空き缶	アルミ缶、スチール缶、スプレー缶、カセット式ガスボンベ、缶づめの缶 など
		ペットボトル	飲料、しょうゆ、酒類、みりん、食酢用のペットボトル など
		古紙・古着	新聞、チラシ、雑誌、ダンボール、雑がみ、古着類 など
		有害ごみ	乾電池、水銀体温計、蛍光管、使い捨てライター
		自己搬入ごみ	大掃除、引越しなどの一時多量ごみ、建設解体工事を伴わない家庭から出た少量のコンクリートブロック、レンガ など

(2) ごみ排出量

過去10年間のごみ排出量は表2-1-2(1)～(2)及び図2-1-2(1)～(2)に示すとおりです。

平成18年度以降で生活系、事業系ごみ共に減少傾向が見られますが、愛知県の総排出量も平成17年度以降で減少が続いており、津島市以外の自治体全体の傾向といえます。

表2-1-2(1) ごみ排出量の実績推移

単位：t/年

分別区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
ごみ総排出量	23,890	24,132	24,854	24,946	25,714	25,387	24,745	23,764	22,271	21,586
可燃ごみ総量	16,339	17,815	18,837	18,981	19,134	19,067	18,815	18,343	17,537	17,330
資源ごみ総量※	4,776	5,110	4,994	4,948	5,648	5,410	5,225	4,739	4,083	3,718
不燃ごみ総量	1,787	854	714	644	544	494	464	415	377	321
粗大ごみ総量	988	353	309	373	388	416	241	267	274	217

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

※ 資源ごみ総量 = 資源ごみ量 + 集団回収量

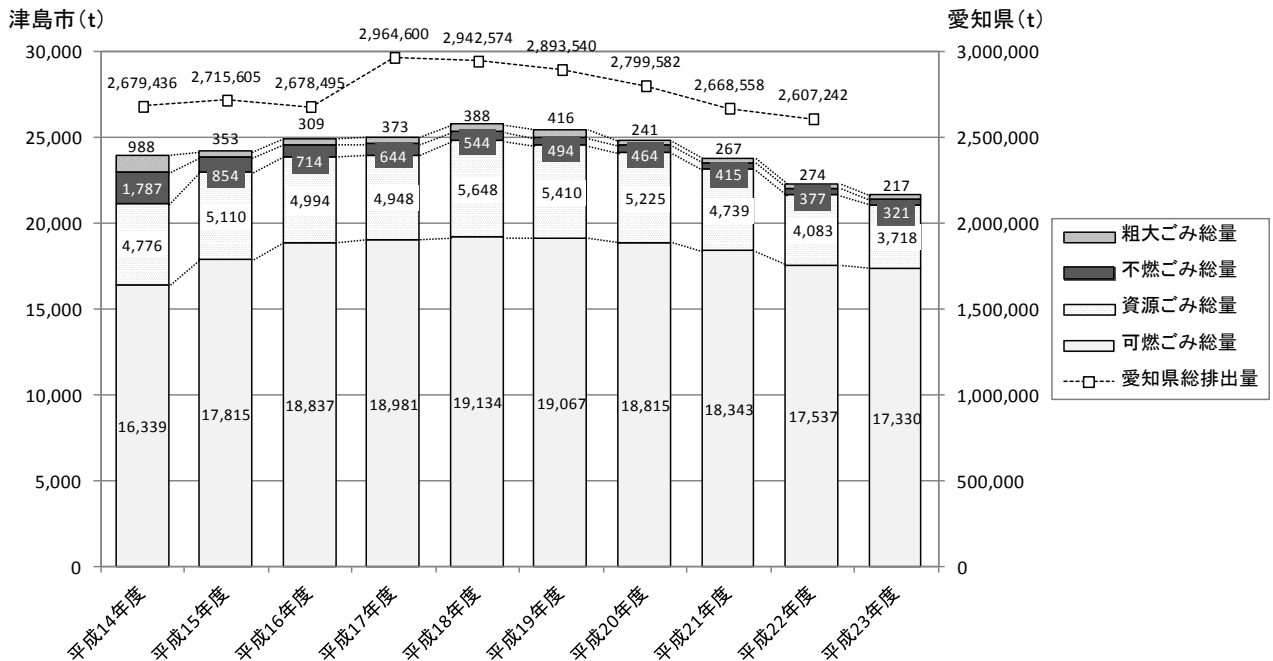


図2-1-2(1) ごみ排出量の実績推移

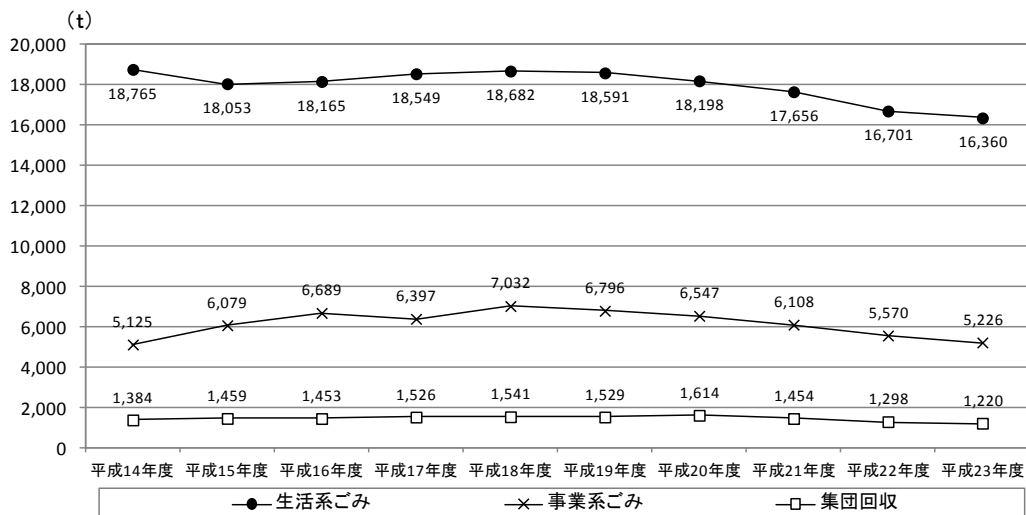


図2-1-2(2) ごみ排出量の実績推移

表2-1-2 (2) ごみ排出量の実績推移

単位：t/年

分別区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
ごみ総排出量	23,890	24,132	24,854	24,946	25,714	25,387	24,745	23,764	22,271	21,586
生活系ごみ	18,765	18,053	18,165	18,549	18,682	18,591	18,198	17,656	16,701	16,360
収集ごみ	17,381	16,594	16,712	17,023	17,141	17,029	16,470	16,094	15,315	15,053
可燃ごみ	11,214	11,736	12,148	12,584	12,102	12,263	12,239	12,216	11,950	12,088
合成樹脂類※1	9,599	10,063	10,477	10,943	12,102	12,263	12,239	12,216	11,950	12,088
資源ごみ	1,615	1,673	1,671	1,641	—	—	—	—	—	—
資源ごみ	3,392	3,651	3,541	3,422	4,107	3,876	3,593	3,270	2,778	2,491
布類	213	193	122	105	114	101	91	84	78	75
段ボール	387	388	379	369	406	399	361	335	307	300
新聞	987	1,088	1,098	1,041	959	972	891	805	567	464
雑誌	844	775	751	718	712	689	623	491	364	310
ガラス類	551	533	508	499	469	449	432	413	398	386
金属類	265	514	500	471	386	372	335	311	258	216
プラ製容器	—	—	—	—	907	738	716	697	678	629
ペットボトル	101	114	138	168	115	118	109	97	96	83
リサイクル	26	23	20	24	10	10	8	10	7	1
有害ごみ	19	23	26	26	29	27	27	27	26	26
不燃ごみ	1,787	854	714	644	544	493	462	412	375	319
不燃ごみ※2	1,231	827	674	608	502	451	427	400	365	303
埋立ごみ※3	556	27	40	36	42	42	35	12	10	16
粗大ごみ	988	353	309	373	388	397	176	196	212	155
可燃性粗大ごみ	917	260	223	286	301	311	114	131	164	113
不燃性粗大ごみ	71	93	86	87	87	86	62	65	48	42
直接搬入ごみ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
可燃ごみ※4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
資源ごみ※4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不燃ごみ※4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
粗大ごみ※4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
可燃性粗大ごみ※4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不燃性粗大ごみ※4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
集団回収（資源ごみ）	1,384	1,459	1,453	1,526	1,541	1,529	1,614	1,454	1,298	1,220
新聞紙	—	892	894	940	936	906	935	815	722	664
雑誌	—	213	224	235	241	258	286	265	232	223
ダンボール	—	211	207	228	226	231	252	243	232	223
衣類	—	84	67	61	61	60	66	64	57	59
アルミ缶	—	59	61	63	77	74	76	67	56	51
事業系ごみ	5,125	6,079	6,689	6,397	7,032	6,796	6,547	6,108	5,570	5,226
直接搬入ごみ	5,125	6,079	6,689	6,397	7,032	6,796	6,547	6,108	5,570	5,226
可燃ごみ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
資源ごみ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不燃ごみ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
粗大ごみ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

出典：平成24年度 清掃事業概要（津島市清掃事務所）

※1 合成樹脂類の内、資源化可能分は、平成18年度以降「プラ製容器」として回収されています。

※2 不燃ごみ：組合管理の八穂クリーンセンターへ搬入されたものです

※3 埋立ごみ：津島市管理の最終処分場へ搬入されたものです

※4 生活系の直接搬入ごみの内訳は、各年度のごみ処理実績調査結果（環境省）生活系ごみ直接搬入量の割合から抜算によって算出しました。

(3) ごみ排出量原単位

過去10年間のごみ排出量原単位は表2-1-3に示すとおりです。

人口に大きな変動が見られない一方で、ごみ排出量には減少傾向が見られ、生活系ごみが減少しています。このため、ごみ総排出量の原単位も平成18年度以降で減少が続いており、平成23年度には894g/人・日と平成18年度の1,059g/人・日より165g/人・日減少しています。

ごみ総排出量の原単位について、愛知県平均及び全国平均と比較したものを図2-1-3に示します。いずれも減少が続いており同様の傾向を示しているといえます。

表2-1-3 ごみ排出量原単位の推移

分別区分	単位	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
人口	人	66,601	66,637	66,586	66,600	66,541	66,699	66,970	66,686	66,448	66,137	
排出量	ごみ総排出量	t/年	23,890	24,132	24,854	24,946	25,714	25,387	24,745	23,764	22,271	21,586
	生活系ごみ排出量※	t/年	18,765	18,053	18,165	18,549	18,682	18,591	18,198	17,656	16,701	16,360
	事業系ごみ排出量	t/年	5,125	6,079	6,689	6,397	7,032	6,796	6,547	6,108	5,570	5,226
原単位	ごみ総排出量	g/人・日	983	992	1,023	1,026	1,059	1,043	1,012	976	918	894
	生活系ごみ排出量	g/人・日	772	742	747	763	769	764	744	725	689	678
	事業系ごみ排出量	g/人・日	211	250	275	263	290	279	268	251	230	216

出典：津島市 人口情報の履歴（各年10月1日現在）
平成24年度 清掃事業概要（津島市清掃事務所）
※生活系ごみ排出量には集団回収量も含まれる

(g/人・日)

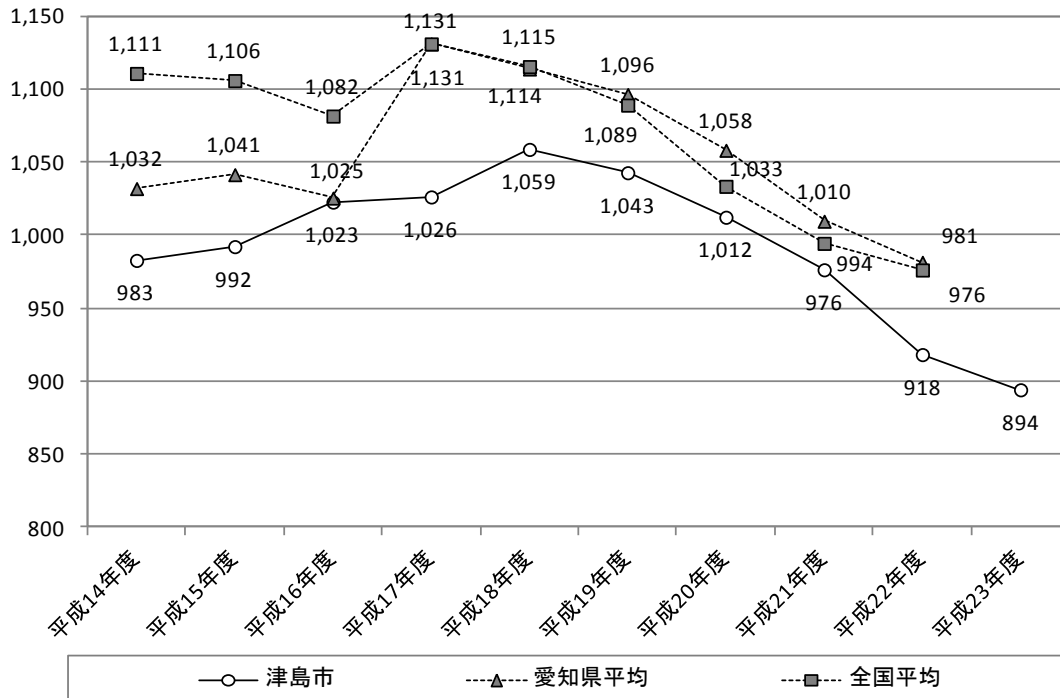


図2-1-3 ごみ排出量原単位の比較

平成 22 年度におけるごみ排出量原単位について、環境省の一般廃棄物処理実態調査結果で愛知県内の市町村と比較するとごみ総排出量の原単位が表 2-1-4、生活系ごみ排出量の原単位が表 2-1-5 のようになります。

総排出量の原単位を見ると、津島市は 930 g/人・日となっており、愛知県全体の原単位 981 g/人・日よりも低く抑えることができています。

さらに、生活系ごみの原単位でも、698 g/人・日となっており、愛知県全体の原単位 750 g/人・日を下回っています。

表 2-1-4 愛知県内市町村別ごみ排出量原単位（ごみ総排出量 平成 22 年度）

原単位	市				町村			
1000 g/人・日 以上	名古屋市	1,012	西尾市	1,070	長久手町	1,037	武豊町	1,038
	豊橋市	1,107	蒲郡市	1,215	豊山町	1,306	一色町	1,108
	半田市	1,012	常滑市	1,159	大口町	1,116	吉良町	1,027
	豊川市	1,087	東海市	1,005	飛島村	1,997	幡豆町	1,033
	碧南市	1,081	田原市	1,047	南知多町	1,615		
	刈谷市	1,055			美浜町	1,292		
700~999 g/人・日	岡崎市	999	知多市	938	東郷町	894		
	一宮市	919	知立市	950	扶桑町	791		
	瀬戸市	960	尾張旭市	973	大治町	738		
	春日井市	956	高浜市	965	蟹江町	930		
	津島市	930	岩倉市	824	阿久比町	882		
	豊田市	909	豊明市	870	東浦町	844		
	安城市	993	日進市	923	幸田町	740		
	犬山市	877	愛西市	753	設楽町	732		
	江南市	823	清須市	758	東栄町	713		
	小牧市	933	北名古屋市	929	豊根村	705		
	稲沢市	915	弥富市	766				
	新城市	860	みよし市	932				
	大府市	921	あま市	796				
700 g/人・日 未満								
愛知県	981g/人・日							

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

注）原単位の算出方法について、表2-1-3の平成22年度結果と上表の結果で数値に差がありますが、表2-1-3では津島市の清掃事業概要を基に算定したごみ量を津島市の統計による10月1日現在の人口で割っているのに対して、上表では、実態調査結果のごみ量を住民基本台帳の10月1日現在の人口（外国人を含んでいない人口）で割っているためです。

表 2-1-5 愛知県内市町村別ごみ排出量原単位（生活系ごみ排出量 平成 22 年度）

原単位	市				町村	
1000 g/人・日 以上					飛島村	1,509
700~999 g/人・日	名古屋市	761	稲沢市	760	東郷町	759
	豊橋市	808	東海市	739	長久手町	710
	岡崎市	729	大府市	744	豊山町	753
	一宮市	733	知多市	792	大口町	825
	瀬戸市	775	知立市	706	蟹江町	773
	半田市	826	尾張旭市	766	阿久比町	767
	春日井市	774	高浜市	707	東浦町	726
	豊川市	826	岩倉市	728	南知多町	976
	碧南市	766	豊明市	748	美浜町	864
	刈谷市	759	日進市	756	武豊町	844
	安城市	736	田原市	753	一色町	767
	西尾市	798	北名古屋市	769	吉良町	757
	蒲郡市	876	みよし市	707	幡豆町	775
	常滑市	874				
	700 g/人・日 未満	津島市	698	新城市	696	扶桑町
豊田市		671	愛西市	675	大治町	649
犬山市		654	清須市	683	幸田町	612
江南市		675	弥富市	636	設楽町	674
小牧市		691	あま市	649	東栄町	660
愛知県						750g/人・日

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

注）原単位の算出方法について、表2-1-3の平成22年度結果と上表の結果で数値に差がありますが、表2-1-3では津島市の清掃事業概要を基に算定したごみ量を津島市の統計による10月1日現在の人口で割っているのに対して、上表では、実態調査結果のごみ量を住民基本台帳の10月1日現在の人口（外国人を含んでいない人口）で割っているためです。

(4) ごみの性状

海部地区環境事務組合の八穂クリーンセンター（4市3町村で合同処理）における過去5年間のごみ質測定結果は表2-1-6に示すとおりです。

また、ごみ組成の推移を図2-1-4に、ごみの三成分の構成比の推移を図2-1-5に、単位体積重量及び低位発熱量の推移を図2-1-6に示します。

表2-1-6 ごみ質分析結果の推移（八穂クリーンセンター）

項目		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
乾燥 ごみ 組成	紙・布類	%	44.0	40.4	40.9	34.5	29.3
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	%	23.0	27.3	28.8	29.0	36.6
	木、竹、わら類	%	8.0	10.7	7.9	10.7	8.0
	ちゅう芥類(台所から出る調理くず等)	%	19.0	15.1	14.4	18.9	19.8
	不燃物類	%	0.0	0.2	0.1	0.1	0.0
	その他	%	6.0	6.3	7.9	6.8	6.3
単位容積重量		kg/m ³	144.0	103.5	97.5	89.8	98.5
三 成 分	水分	%	46.0	40.8	42.6	45.9	47.2
	可燃分	%	48.0	52.9	51.9	48.1	47.5
	灰分	%	6.0	6.3	5.5	6.0	5.3
低位発熱量(実測値)		kcal/kg	2,040	2,102	2,047	2,192	2,506

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

海部地区環境事務組合圏域におけるごみ組成の推移を見ると、平成18年度から平成22年度にかけて、「紙・布類」が減少しているのに対して、「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」が増加しています。

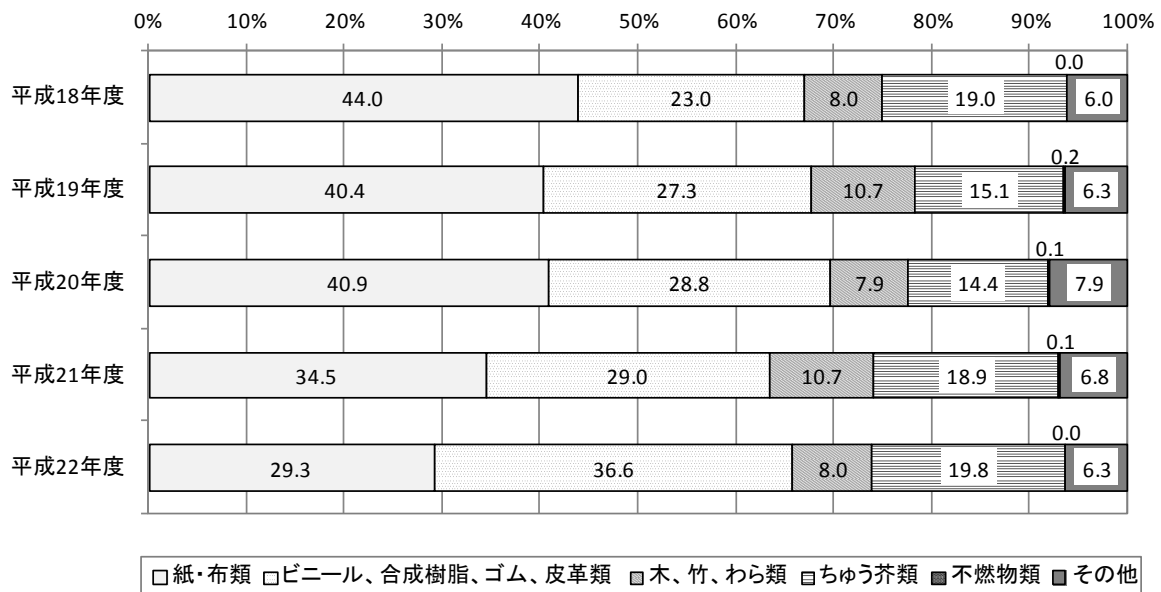


図2-1-4 ごみ組成の推移（八穂クリーンセンター）

海部地区環境事務組合圏域におけるごみの三成分の構成比を見ると、5年間をとおして大きな変動はなく、水分と可燃分がほぼ50%の割合で、残りの5~6%が灰分となっています。

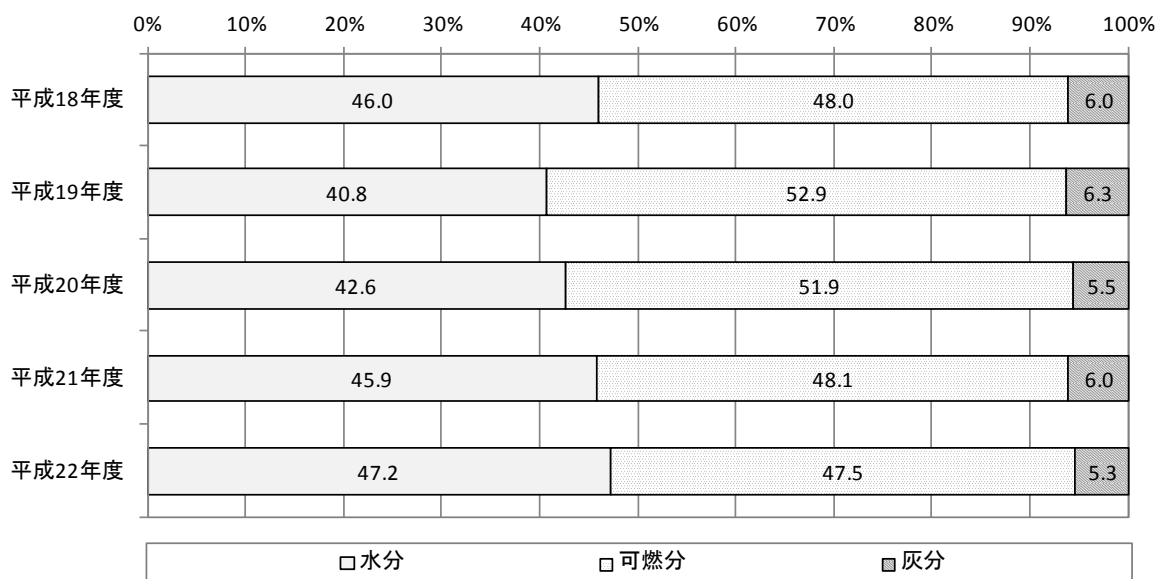


図 2-1-5 ごみの三成分の推移（八穂クリーンセンター）

低位発熱量は5年間で高くなっており、ビニール合成樹脂類の組成割合の増加に伴うごみの高質化が読み取れます。

また、単位容積重量は5年間で下がっており、ビニールなどの比較的軽いごみが増えている傾向が読み取れます。

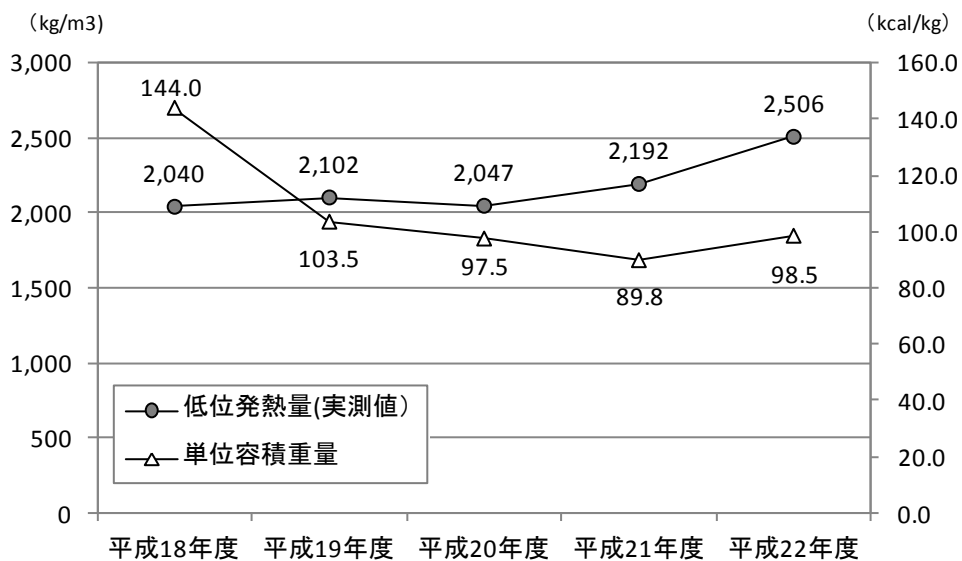


図 2-1-6 単位体積重量と低位発熱量の推移（八穂クリーンセンター）

4 排出抑制、資源化

(1) 資源化量

資源化量の過去10年間の推移は表2-1-7に示すとおりです。

プラスチック製容器包装の分別を平成18年度から開始しています。

資源化量の多くは収集によるものとなっていますが、ごみ総排出量と同様に平成18年度以降で年々減少しています。特に、新聞・雑誌の収集量については平成18年度に比べて、平成23年度で約半分になっています。

新聞・雑誌の減少の背景には、新聞社など販売店の古紙回収や生産量自体の減少が考えられます。また、これからの動向として、情報の電子化に伴い紙媒体の需要が減少していることが予測され、これに対していかに資源化率を上げていくかが課題といえます。

表 2-1-7 資源化量の推移

単位：t/年										
分別区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
ごみ総排出量	23,890	24,132	24,854	24,946	25,714	25,387	24,745	23,764	22,271	21,586
総資源化量	4,776	5,110	4,994	4,948	5,648	5,410	5,226	4,742	4,086	3,720
収集量	3,392	3,651	3,541	3,422	4,107	3,876	3,593	3,270	2,778	2,491
布類	213	193	122	105	114	101	91	84	78	75
段ボール	387	388	379	369	406	399	361	335	307	300
新聞	987	1,088	1,098	1,041	959	972	891	805	567	464
雑誌	844	775	751	718	712	689	623	491	364	310
ガラス類	551	533	508	499	469	449	432	413	398	386
金属類	265	514	500	471	386	372	335	311	258	216
プラ製容器	—	—	—	—	907	738	716	697	678	629
ペットボトル	101	114	138	168	115	118	109	97	96	83
リサイター	26	23	20	24	10	10	8	10	7	1
有害ごみ	19	23	26	26	29	27	27	27	26	26
直接搬入量	—	—	—	—	—	5	18	15	7	7
熔融スラグ※	0	0	0	0	0	0	1	3	3	3
集団回収量	1,384	1,459	1,453	1,526	1,541	1,529	1,614	1,454	1,298	1,220
新聞紙	—	892	894	940	936	906	935	815	722	664
雑誌	—	213	224	235	241	258	286	265	232	223
ダンボール	—	211	207	228	226	231	252	243	232	223
衣類	—	84	67	61	61	60	66	64	57	59
アルミ缶	—	59	61	63	77	74	76	67	56	51
資源化率(%)	20.0%	21.2%	20.1%	19.8%	22.0%	21.3%	21.1%	20.0%	18.3%	17.2%

出典：平成24年度 清掃事業概要（津島市清掃事務所）

※熔融スラグ：八穂クリーンセンターにおいて、燃えるごみを焼却する際に熔融炉内にて資源化

図 2-1-7 に資源化量・資源化率の推移を、図 2-1-8 にその内訳を示します。

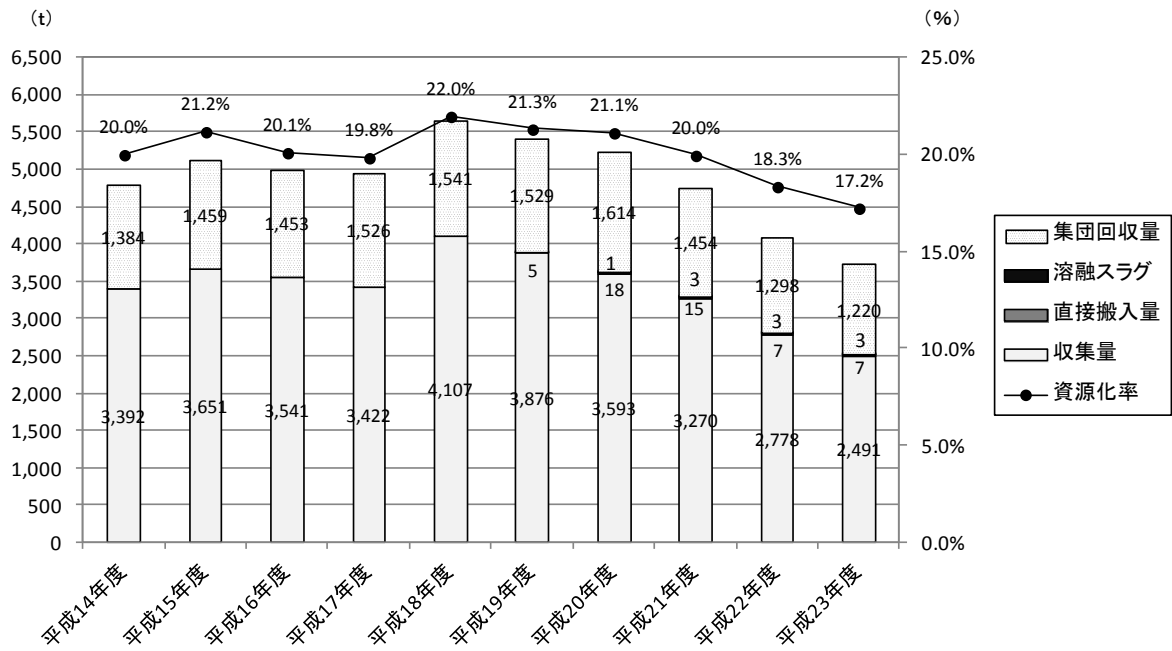


図 2-1-7 資源化量の推移

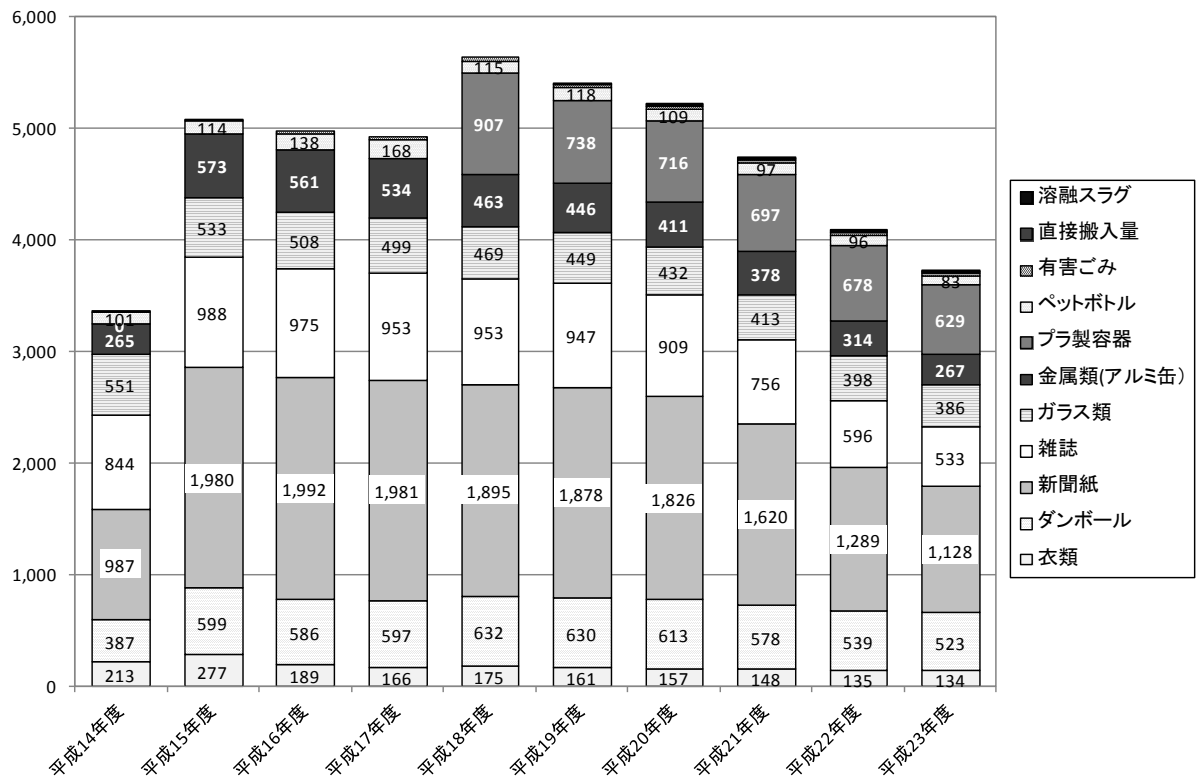


図 2-1-8 資源化量の内訳

(2) 集団回収の状況

津島市では、集団回収を行った地域団体に対して回収量に応じた助成金を交付しています。集団回収への助成状況は表 2-1-8 に示すとおりです。

表 2-1-8 集団回収への助成状況

対象者	登録を受けた地域団体 (市内の町内会、子供会、老人会等で営利を目的としない団体)
再利用資源	・新聞紙 ・雑誌 ・ダンボール ・布類 ・アルミ缶
助成金	再生利用資源の重量 1kg につき 4 円

(3) 生ゴミ処理機の普及状況 (H23.4 廃止)

電動生ゴミ処理機助成金は平成 23 年 4 月に廃止されています。廃止までの助成件数の推移は以下の表 2-1-9 に示すとおりです。年々助成件数が減少していることが読み取れます。

表 2-1-9 生ゴミ処理機助成件数の推移

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
斡旋件数	47	29	14	4	5	2

(4) 生ゴミ高速醗酵処理装置 (リサイター) (H23.8 廃止)

平成 4 年 10 月より生ゴミ高速醗酵処理装置 (リサイター) を導入し、学校給食などから排出される食品残渣の堆肥化を行っていましたが、平成 23 年 8 月をもって廃止となっています。

5 収集運搬

(1) 収集対象

津島市内全域

(2) 収集運搬体制

以下の分別項目、収集方式、収集頻度、収集体制等でごみの収集が行われています。

○収集するごみ

分別項目	容器指定	収集方式※	収集頻度	収集体制	
可燃ごみ	専用袋	集積所へ (ステーション方式)	週2回	市の委託業者 による収集 (粗大ごみは市直営に よる収集) 自己搬入	
不燃ごみ	専用袋	集積所へ (ステーション方式)	月1回		
粗大ごみ	-	個別有料収集	週1回		
資源ごみ	プラスチック製 容器包装	専用袋	集積所へ (ステーション方式)		週1回
	空きびん	専用コンテナ	専用コンテナへ (ステーション方式)		月1回
	空き缶	専用コンテナ	専用コンテナへ (ステーション方式)		月1回
	ペットボトル	専用袋	集積所へ (ステーション方式)	月2回	
	古紙・古着	-	集積所へ (ステーション方式)	月1回	
有害ごみ (乾電池、蛍光灯等)	専用コンテナ	専用コンテナへ (ステーション方式)	年2回 (6・11月)		

(注) 分別項目の詳細はP2-2 「表 2-1 分別区分」に記載されています。

※ ふれあい収集について：一人暮らしのお年寄りやお年寄りの世帯、障害のある方が居住されているご家庭で、ごみの持ち出しサービス（ふれあい収集）を実施しています。なお、ふれあい収集の際には、声をかけていただき、返事がない、ごみが出されていないという場合には、あらかじめ登録いただいた連絡先に安否確認していただくよう通報するサービスも実施しています。

○収集しないごみ

分別項目	内容	処理方法
処理困難ごみ	自動車の部品、タイヤ、モーター類、農薬、農機具、ビニールハウスのビニール、プロパンガスボンベ、消火器、廃油、薬品、塗料など	各販売店、専門業者へ相談
事業系ごみ	飲食店、商店、事務所、工場などから出るごみ	自己搬入、 一般廃棄物処理業者及 び産業廃棄物処理業者 へ依頼
家電リサイクル	家電リサイクル法 ・エアコン ・テレビ ・薄型テレビ（液晶・プラズマ式） ・冷蔵庫、冷凍庫 ・洗濯機、衣類乾燥機	小売店、家電リサイクル 受付センターへ依頼 (費用負担あり)
	家庭用パソコンリサイ クル ・デスクトップパソコン本体 ・ノートブックパソコン ・ブラウン管式ディスプレイ ・ブラウン型ディスプレイ一体型パソコン ・液晶ディスプレイ ・液晶ディスプレイ一体型パソコン	直接メーカーへ依頼 (費用負担あり)

6 中間処理

(1) 施設概要

ごみの中間処理施設の概要は以下の表 2-1-10 に示すとおりです。八穂クリーンセンターには、ガラス類等を保管するため、屋内に 250 m²のストックヤードが設置されています。

また、八穂クリーンセンターにおける焼却施設の処理フローを図 2-1-8 に示します。焼却工程の中で、溶融炉から出た溶融スラグやメタルは、資源化されているほか、焼却工程の熱エネルギーを発電や給湯、暖房等の余熱利用でエネルギー化しています。

表 2-1-10 中間処理施設概要

名称	八穂クリーンセンター		津島市一般廃棄物最終処分場（鹿伏兎）
管理	海部地区環境事務組合		津島市
所在地	愛知県弥富市鍋田町八穂 399 番地 3		津島市鹿伏兎町字袴腰地内
敷地面積	49,907m ²		25,197 m ²
処理対象	4 市 3 町村の一般廃棄物（可燃、資源、不燃、粗大） （津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村）		津島市内の資源ごみ （容器包装（プラスチック、ペットボトル）、空きびん）
施設	焼却施設	リサイクルプラザ （ストックヤード）	鹿伏兎リサイクルセンター
処理能力	110 t / 日 × 3 基	131 t / 日	容器包装：4.9 t / 日 空きびん：3.4 t / 日
処理形式	全連続燃焼式 （ストーカ炉＋溶融炉）	選別・破砕 ・圧縮・貯留・保管	選別・圧縮・梱包・保管
余熱利用	発電（最大 5000kw） 余熱利用（給湯、暖房）	—	—
処理状況	平成 13 年 10 月～※	2002 年～	容器包装：2006 年～ 空きびん：1997 年～
施設面積	12,884.22m ² （延べ 31,366.31m ² ）		容器包装：42m ² 空きびん：241m ²

出典：海部地区環境事務組合ホームページ、津島市清掃事業概要

※平成 13 年 10 月よりごみの搬入を開始し、10 月 16 日より焼却作業（試運転）を開始

平成 14 年 6 月三菱重工業株式会社より引き渡しを受け本格稼働

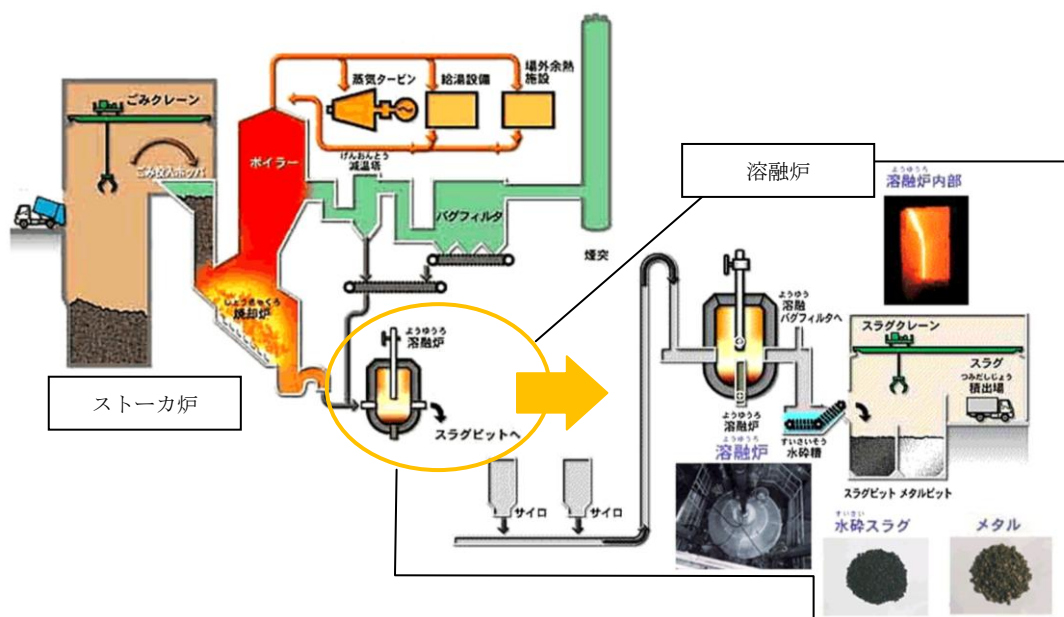


図 2-1-8 焼却施設のフロー（八穂クリーンセンター）

出典：海部地区環境事務組合ホームページ

(2) ごみ処理状況

A. 焼却処理

津島市内におけるごみの焼却状況は以下の表 2-1-11 及び図 2-1-9 に示すとおりです。

平成 18 年度から平成 22 年度の 5 年間で焼却処理量が減少しています。

焼却残渣量は平成 19 年度以前では減少傾向が見られましたが、平成 20 年度以降では 2000～2500 t と大きな変動は見られなくなっています。平成 20 年度以降では焼却量に比例して焼却残渣率が 10%強になっています。

表 2-1-11 焼却処理量の推移

項目	単位	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
焼却処理量合計	t	18,257	18,997	19,851	19,950	20,741	19,827	19,498	19,022	18,181	17,621
直接焼却量	t	14,724	16,142	17,166	17,340	19,134	19,059	18,819	18,345	17,537	16,997
焼却施設以外の中間処理施設からの搬入量	t	3,533	2,855	2,685	2,610	1,607	768	679	677	644	624
粗大ごみ処理施設	t	3,533	2,853	2,654	2,585	1,534	768	611	609	562	545
その他の資源化等を行う施設	t	0	2	31	25	73	0	68	68	82	79
焼却残渣量	t	2,964	2,489	2,326	2,049	1,541	1,293	2,289	2,504	2,222	2,154
焼却残渣率	%	16.2	13.1	11.7	10.3	7.4	6.5	11.7	13.2	12.2	12.2

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

（注）平成23年度の結果は、平成22年度の実績値を平成22年度と平成23年度のごみ総量の比率で按分して算出しました。

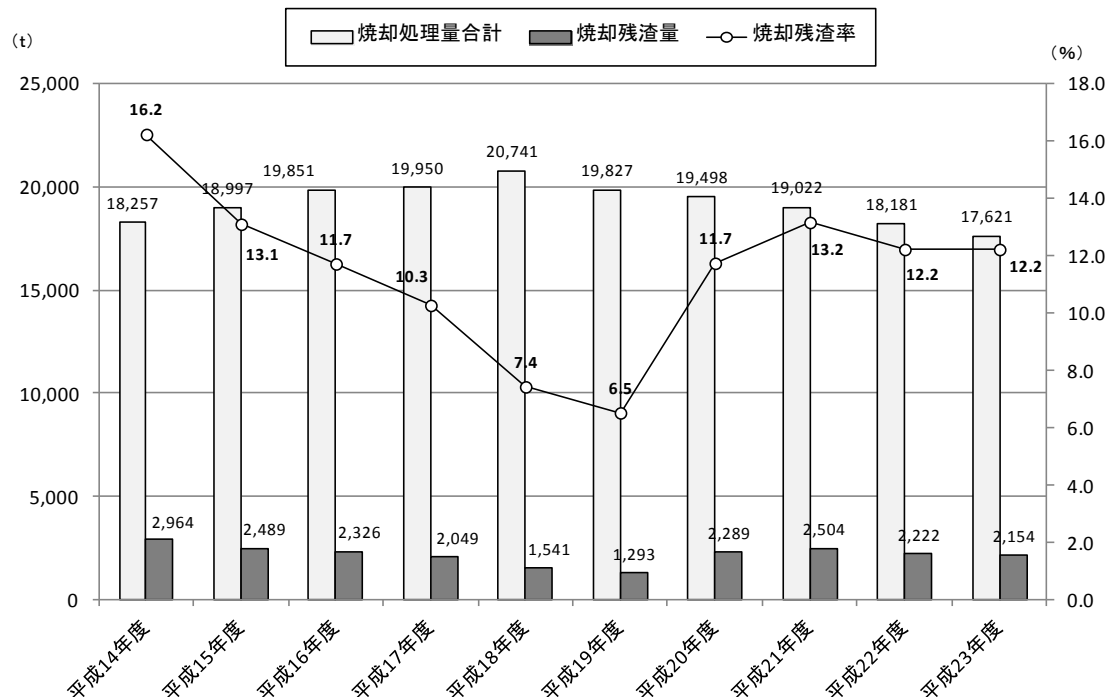


図 2-1-9 焼却処理量の推移

B. 中間処理施設での資源化

環境省の一般廃棄物処理実態調査結果によると、津島市における中間処理施設での資源化の状況は以下の表 2-1-12 及び図 2-1-10～11 に示すようになっています。

なお、集団回収による資源化量は、中間処理されずに民間業者へ直接引き渡されているため、ここでは含まないこととします。

平成 18 年度からプラスチック類が新規に資源化され始めたことから、資源化の全体量としても多くなっていましたが、平成 19 年以降からは全体的に減少の傾向が続いています。

中間処理をせずに直接資源化できるものとして、紙類（古紙）が最も多く、平成 22 年度では 94%を占めており、布類（古着）が残りの 6%を占めています。

中間処理後再生利用される資源量としては、プラスチック類（プラスチック製容器包装）が最も多く、平成 22 年度では 42%を占めており、次いでガラス類（空きびん）が 28%、金属類が 22%を占めています。

また、全体の資源化量（集団回収量を除く）としては、平成 22 年度では紙類（古紙）が最も多く 45%、次いでプラスチック類（プラスチック製容器包装）が 22%、ガラス類（空きびん）が 15%を占めています。

表 2-1-12 中間処理施設における資源化量の推移

単位：t

項目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資源化量 (①+②) ※	3,668	3,687	3,508	3,376	4,109	4,506	3,580	3,257	2,750	2,466
紙類	2,217	2,251	2,228	2,129	2,077	1,913	1,875	1,631	1,238	1,110
金属類	566	514	492	458	386	780	389	363	309	277
ガラス類	551	533	508	499	469	484	432	413	399	358
ペットボトル	101	114	115	136	115	158	102	92	85	76
プラスチック類	0	0	0	0	907	1,002	655	634	605	542
布類	213	193	122	105	114	167	91	84	78	70
溶融スラグ	0	0	0	0	0	0	1	3	3	3
その他	20	82	43	49	41	2	35	37	33	30
①直接資源化量	2,981	2,977	2,858	2,736	2,193	3,257	1,966	1,715	1,316	1,180
紙類	2,217	2,251	2,228	2,129	2,077	1,913	1,875	1,631	1,238	1,110
金属類	0	0	0	0	-	180	0	0	0	0
ガラス類	551	533	508	499	-	484	0	0	0	0
ペットボトル	0	0	0	0	-	158	0	0	0	0
プラスチック類	0	0	0	0	-	355	0	0	0	0
布類	213	193	122	105	114	167	91	84	78	70
その他	0	41	0	3	2	0	0	0	0	0
②中間処理後再生利用量	687	669	650	640	1,916	1,249	1,614	1,542	1,434	1,286
金属類	566	514	492	458	386	600	389	363	309	277
ガラス類	0	0	0	0	469	0	432	413	399	358
ペットボトル	101	114	115	136	115	0	102	92	85	76
プラスチック類	0	0	0	0	907	647	655	634	605	542
溶融スラグ	0	0	0	0	0	0	1	3	3	3
その他	20	41	43	46	39	2	35	37	33	30
焼却施設総発電量※ (MWh)	2,168	24,937	26,708	25,152	26,552	27,665	25,235	26,204	25,016	24,721

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

（注1）集団回収量による資源化量は含みません。

（注2）平成23年度の資源化量は、平成22年度の実績値を平成22年度と平成23年度の資源ごみ量（集団回収は除く）の比率（0.897）で按分して算出しました。

（注3）平成23年度の発電量は、平成22年度の実績値を平成22年度と平成23年度の可燃ごみ量の比率（0.988）で按分して算出しました。

※ 焼却処理施設発電量について、表中の値は津島市分の発電量ではなく、八穂クリーンセンター全体の発電量となっています。

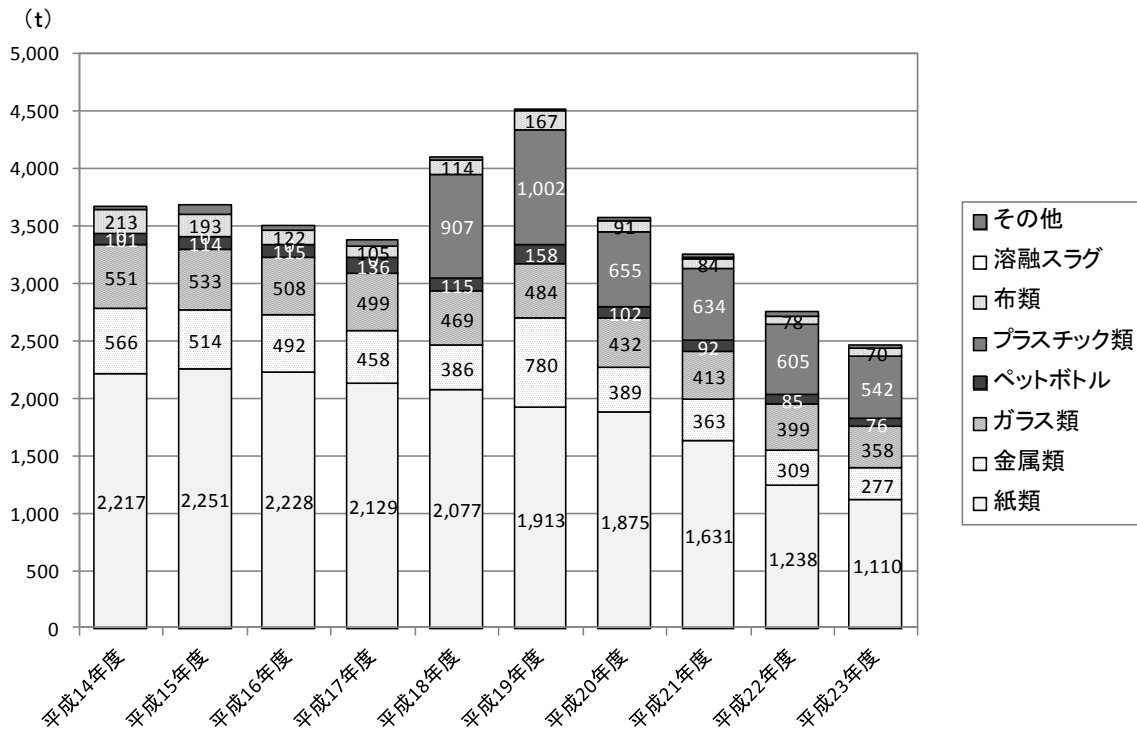


図 2-1-10 中間処理施設における資源化量の推移

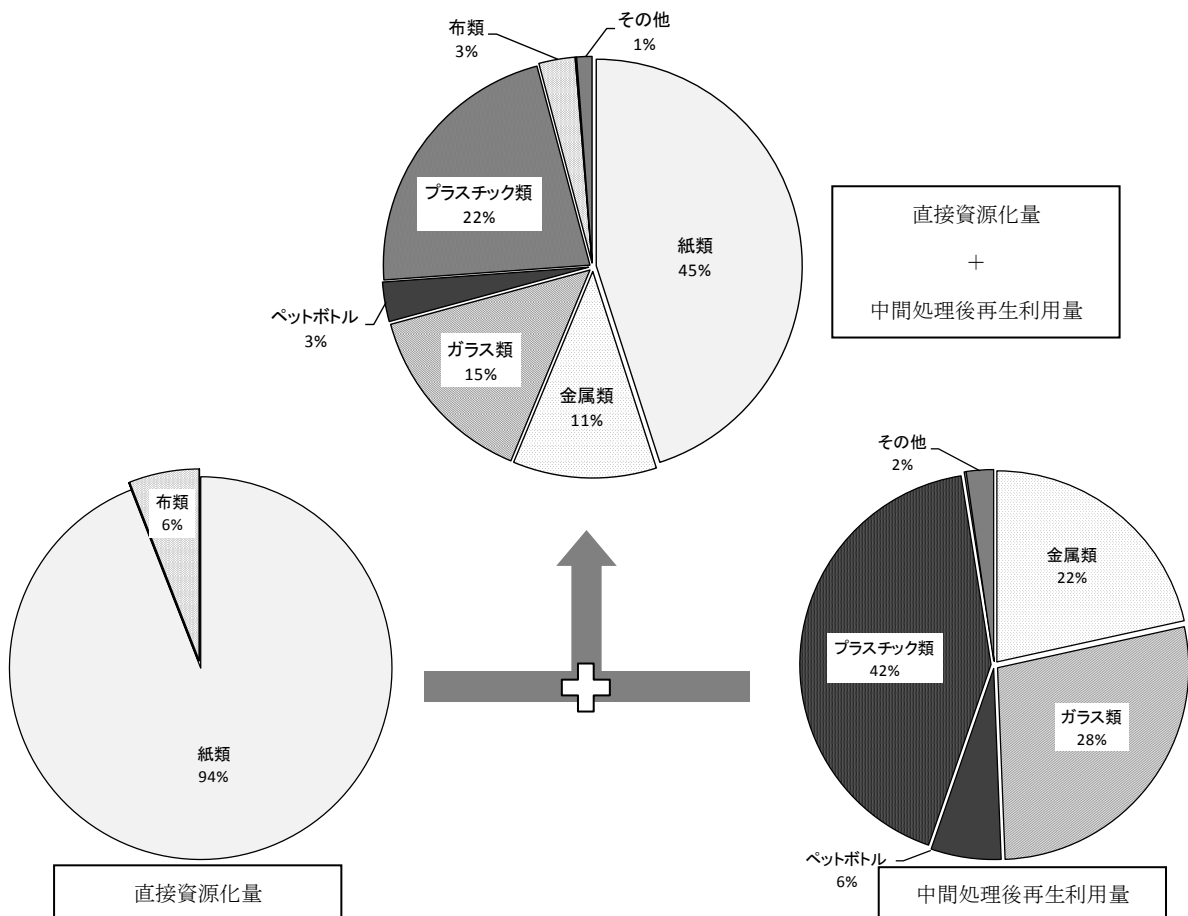


図 2-1-11 中間処理施設における資源化量の割合 (平成 22 年度)

7 最終処分

(1) 施設概要

津島市一般廃棄物最終処分場(鹿伏兎)では不燃ごみ及び粗大ごみが最終処分対象となり、八穂クリーンセンターでは可燃ごみの焼却工程で発生する焼却残渣が最終処分の対象となります。

なお、八穂クリーンセンターから発生した最終処分対象のごみは、アセック及び民間業者に搬出し最終処分されています。

津島市一般廃棄物最終処分場(鹿伏兎)では、以前まで不燃ごみや粗大ごみの受け入れを行っていましたが、現在では家庭から出る少量のブロック、レンガ等の受け入れのみとなっています。概要は以下の表 2-1-13 に示すとおりです。

表 2-1-13 最終処分場概要

名 称	津島市一般廃棄物最終処分場(鹿伏兎)
管 理	津島市
所在地	津島市鹿伏兎町字袴腰地内
敷地面積	25,197 m ²
処分対象	津島市内の一般廃棄物 (不燃ごみ・粗大ごみ)
埋立状況	埋立開始平成9年(1997年)度～埋立中
埋立容量	138,149 m ³

(2) 最終処分状況

津島市内における最終処分の状況は以下の表 2-1-14 及び図 2-1-12 に示すとおりです。

最終処分量は平成 19 年以前では大きな減少傾向が見られましたが、平成 20 年以降では、2,500～3,000 t と目立った変動はありません。

内訳としては焼却残渣の最終処分量が多く、不燃物等の直接最終処分量は年々減少し、平成 23 年度では全体の 1～2 割程度となっています。

このため、可燃ごみの削減、生ごみ等の堆肥化をしていくことが最終処分量の減量にもつながると考えられます。

表 2-1-14 最終処分量の推移

項目	単位	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
最終処分量合計	(t)	4,841	3,436	3,126	2,780	2,172	1,877	2,838	3,008	2,661	2,533	
直接最終処分量	(t)	1,858	947	800	731	631	584	549	504	439	380	
	津島市	(t)	556	27	40	36	42	42	35	12	10	16
	八穂	(t)	1,302	920	760	695	589	542	514	492	429	364
焼却残渣量	(t)	2,964	2,489	2,326	2,049	1,541	1,293	2,289	2,504	2,222	2,154	
処理残渣量	(t)	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省） 平成14年度～平成22年度実績
平成24年度 清掃事業概要（津島市清掃事務所）

(注1) 直接最終処分量について、

○津島市：津島市一般廃棄物最終処分場（鹿伏兎） 搬入分

○八穂：八穂クリーンセンター 搬入分（不燃ごみ＋不燃性粗大ごみ）

(注2) 平成23年度の焼却残渣量は、平成22年度の実績値を平成22年度と平成23年度のごみ総量の比率で按分して算出しました。

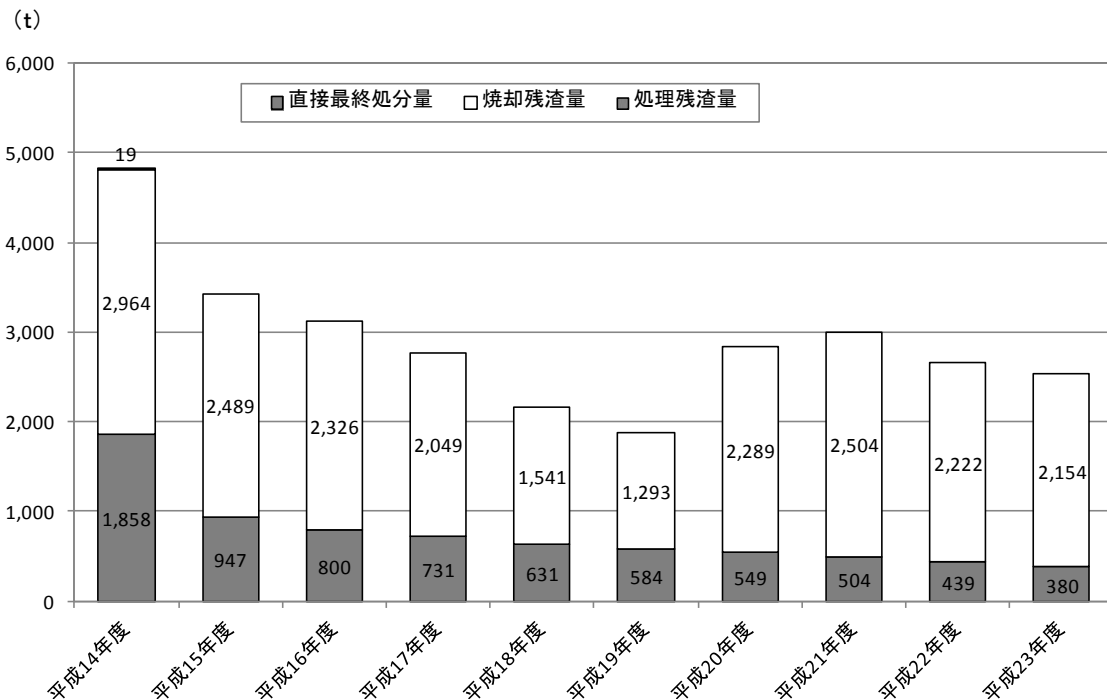


図 2-1-12 最終処分量の推移

8 ごみ処理経費

津島市におけるごみ処理経費は、以下の表 2-1-15 に示すとおりです。また、ごみ処理経費と一人当たり処理費の推移を図 2-1-13 に、ごみ処理経費の割合を図 2-1-14 に示します。

平成 14 年度では新規焼却施設建設による工事費等がかかっているため、処理経費も高くなっています。また、平成 17 年度以前では、委託費の中で中間処理費、最終処分費が増えるなどの歳出形態の変化から増加していますが、それ以降では大きな増減はみられません。

処理経費は平成 18 年度の 784,626 千円に比べて、平成 23 年度では 627,253 千円と 157,373 千円減少しています。

平成 23 年度における処理経費の中では、「組合分担金」の区分がもっとも高く 38.0%、それに次いで「委託費」が 33.4%、「人件費」が 13.0%を占めています。

一人当たりの処分費をみると、このところ 1 万円前後となっています。

表 2-1-15 ごみ処理経費の推移

項目		単位	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
建設改良費	工事費	収集運搬施設	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
		中間処理施設	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
		最終処分場	千円	274,961	0	0	0	0	0	0	0	0			
		その他	千円	0	4,309	4,807	12,075	0	0	0	0	0			
		小計	千円	274,961	4,309	4,807	12,075	0	0	0	0	0			
	調査費	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	建設改良費組合分担金	千円	197,372	0	0	0	0	0	0	0	0				
	歳出(千円)	処理及び維持管理費	人件費	千円	312,766	284,690	239,232	200,993	125,131	139,224	139,223	78,152	65,529	81,523	
			処理費	収集運搬費	千円	18,200	15,077	12,883	11,771	49,899	4,880	4,456	2,575	2,571	2,452
				中間処理費	千円	991	1,143	1,317	1,311	964	855	720	746	687	671
最終処分費				千円	16,017	9,159	17,641	20,739	36,786	43,445	56,328	54,493	47,374	51,082	
小計				千円	35,208	25,379	31,841	33,821	87,649	49,180	61,504	57,814	50,632	54,205	
車両等購入費			千円	0	14,924	15,540	0	0	0	0	0	0	0		
委託費			収集運搬費	千円				148,330	120,848	150,774	149,902	171,845	169,933	169,328	
			中間処理費	千円	136,476	122,531	119,868	0	11,794	21,494	21,078	20,797	19,254	17,295	
			最終処分費	千円				0	28,343	25,693	24,885	23,562	21,607	21,093	
			その他	千円	13,989	33,803	9,756	0	0	0	0	0	0	1,785	
小計			千円	150,465	156,334	129,624	148,330	160,985	197,961	195,865	216,204	210,794	209,501		
組合分担金			千円	384,558	263,042	375,348	455,585	355,973	369,577	351,623	319,857	323,111	238,122		
調査研究費			千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	千円	882,997	744,369	791,585	838,729	729,738	755,942	748,215	672,027	650,066	583,351				
その他	千円	35,280	4,940	35,364	46,402	54,888	53,456	56,613	49,035	54,364	43,902				
合計(ごみ処理経費)	千円	1,390,610	753,618	831,756	897,206	784,626	809,398	804,828	721,062	704,430	627,253				
計画収集人口	人	66,601	66,637	66,586	66,600	66,541	66,699	66,970	66,686	66,448	66,137				
一人あたり処理費	円/人	20,880	11,309	12,491	13,472	11,792	12,135	12,018	10,813	10,601	9,484				

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

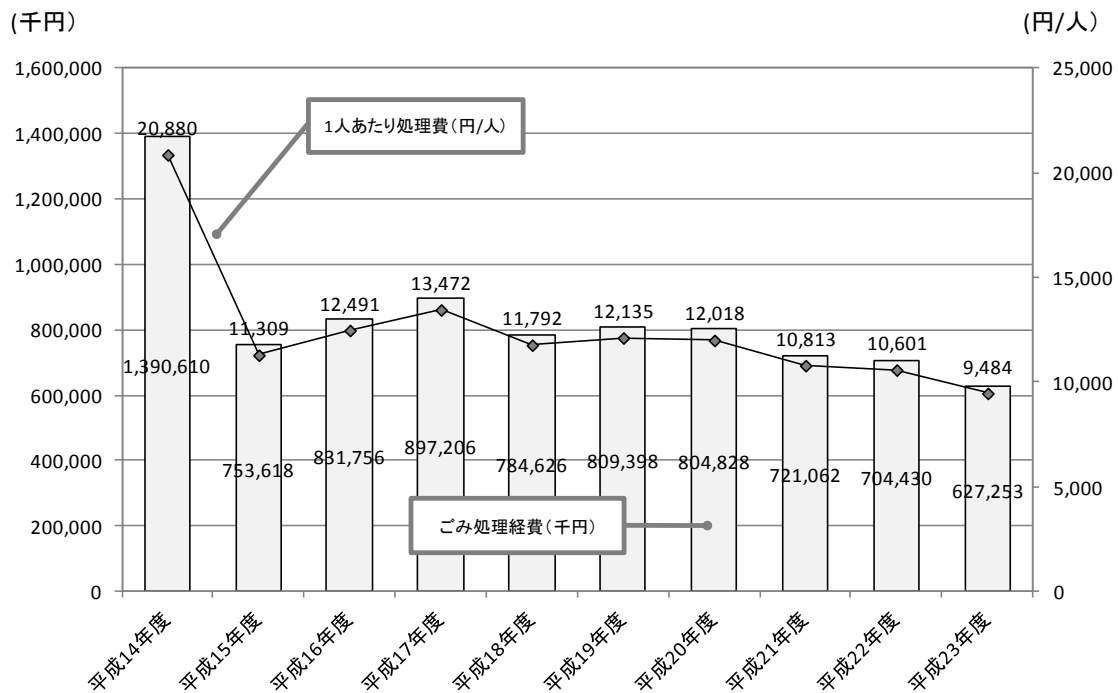


図 2-1-13 ごみ処理経費及び一人当たり処理費の推移

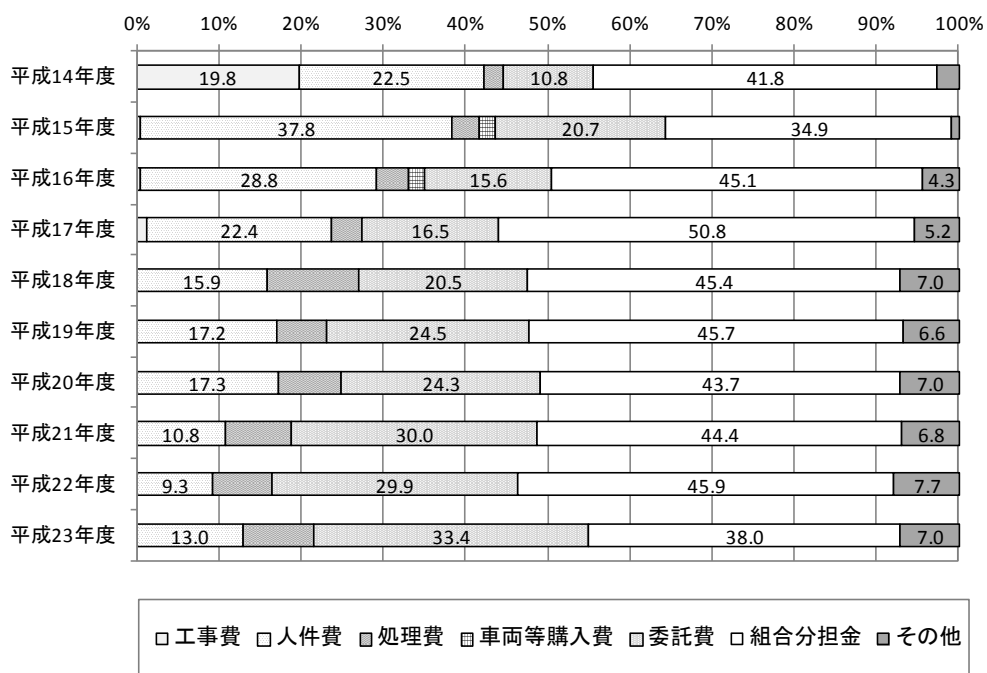


図 2-1-14 ごみ処理経費の割合の推移

9 ごみ処理の評価

市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価することを目的に、環境省において平成 19 年 6 月に「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（以下「処理システムの指針」という。）」が策定されています。これに基づき本市と都市形態区分・人口・産業構造が類似する自治体を抽出し、平成 22 年度における一般廃棄物処理の状況について図 2-1-15 に示すとおり比較評価を行いました。

なお、評価を行うに当たり、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール 平成 22 年度実績版（財団法人 日本環境衛生センター）」を使用しました。これは、任意の市町村について都市形態区分・人口・産業構造が類似する自治体を自動的に抽出し、「平成 22 年度 一般廃棄物処理実態調査（環境省）」の実績値と比較評価するシステムとなっています。

本市と都市形態区分・人口・産業構造が類似する市町村数は 22 となっており、その平均値と本市の数値を比較すると、「人口一人一日当りごみ総排出量」、「廃棄物のうち最終処分される割合」、「人口一人当たり年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用」が高い水準となっており、その一方で、「廃棄物からの資源回収率」が低い水準となっています。

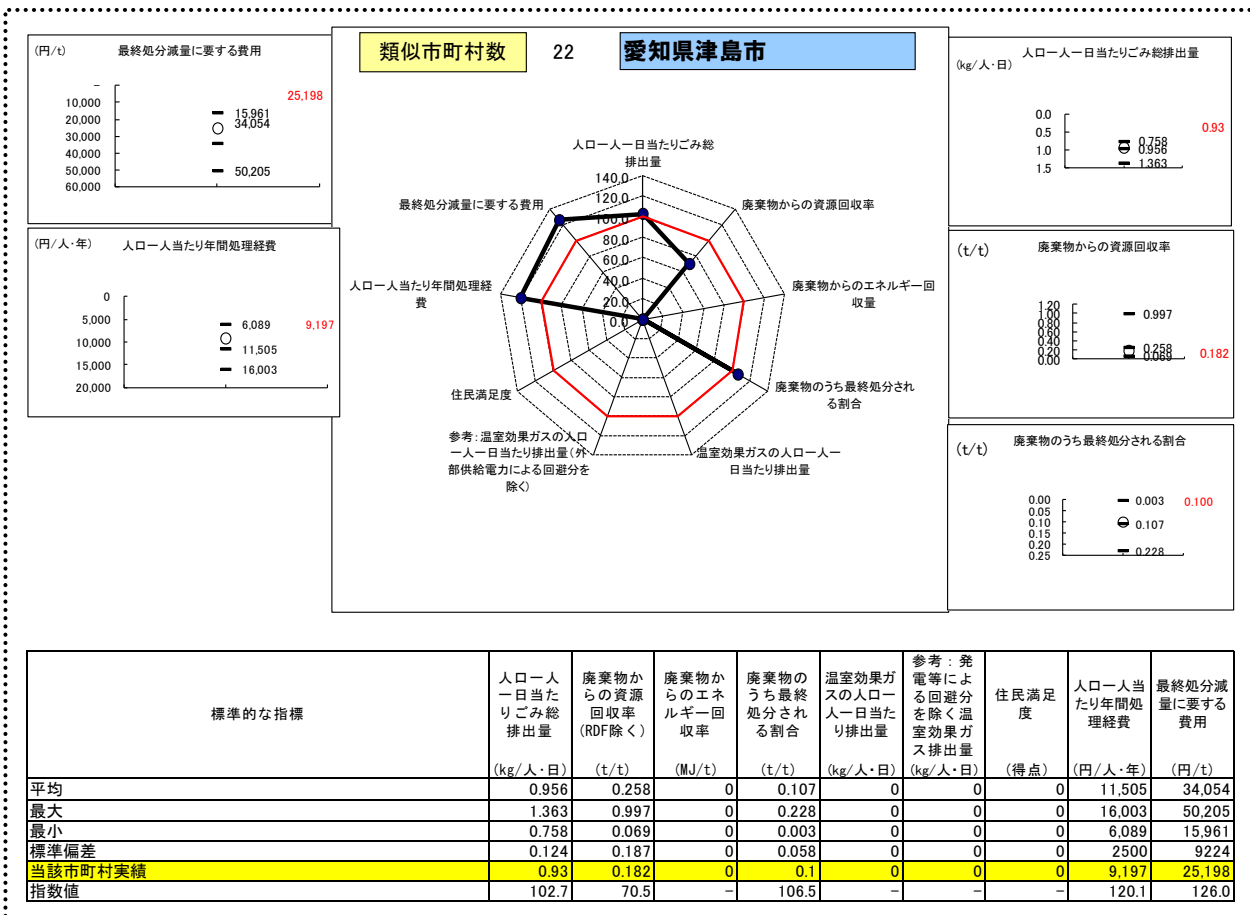


図 2-1-15 類似市町村とのごみ処理指標の比較評価結果（平成 22 年度実績）

注 1) 数値は「一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）」を基に算定されたものです。

注 2) 指標の内、「廃棄物からのエネルギー回収率」、「温室効果ガスの人口一人一日当り排出量」、「住民満足度」は平成 22 年度実績では未整備です。

第2節 現況推移

1 現況推移ケースにおけるごみ処理量の見込み

本項においては、新たな施策や分別区分の変更等を行わず、現状のまま推移した場合について、ごみ排出量の将来値を推計します。

(1) 人口の推計結果

人口の推計結果は表 2-2-1 と図 2-2-1 に示すとおりです。平成 34 年度には 65,970 人となり現状（平成 23 年度）より 167 人の減少となります。

この数値は、第 4 次津島市総合計画の目標人口である「平成 32 年に 66,000 人」を基準に、平成 23 年実績値から直線の傾きで推移させたものです。

表 2-2-1 人口の推計

年度	実績値	推計値			
	H23年度	H24年度	H29年度	H32年度	H34年度
人口（人）	66,137	66,122	66,046	66,000	65,970

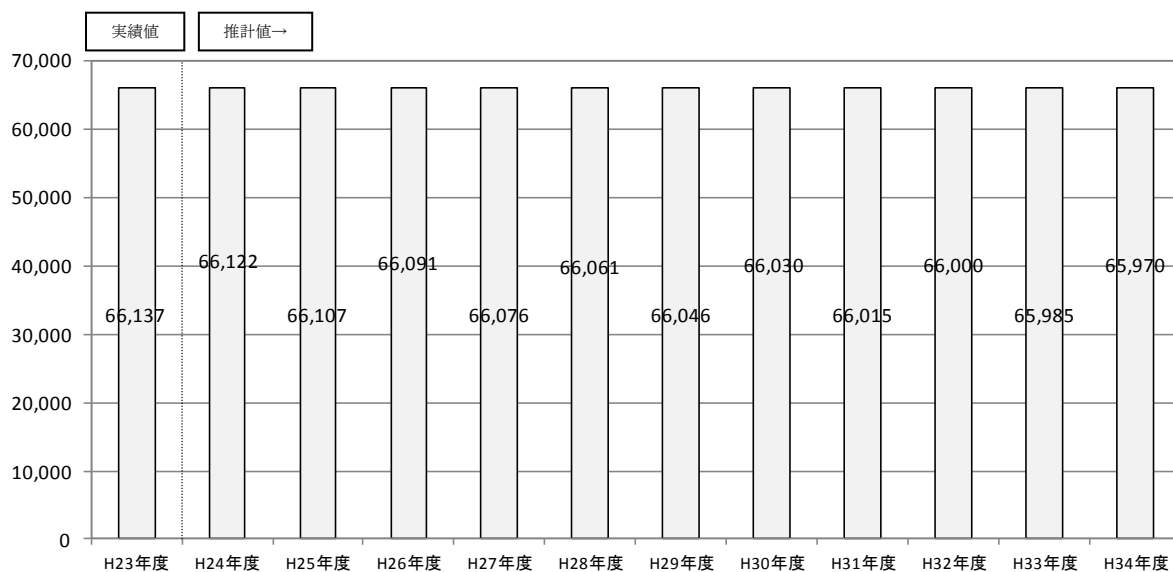


図 2-2-1 人口の推計

(2) ごみ量の推計結果

ごみ量の推計結果は表 2-2-2(1)～(2)と図 2-2-2 に示すとおりです。

表 2-2-2(1) ごみ排出量の推計

区 分	単 位	実績値		推計値		
		H. 23年度	H. 24年度	H. 29年度	H. 34年度	
(1) 収集人口	(人)	66,137	66,122	66,046	65,970	
排 出 量	(2) 総排出量	(t/年)	21,586	21,363	20,566	20,029
		(g/人・日)	894.2	885.2	853.1	831.8
	(3) 生活系ごみ合計	(t/年)	16,360	16,137	15,340	14,803
		(g/人・日)	677.7	668.6	636.3	614.8
	(3a) 収集ごみ	(t/年)	15,053	14,844	14,167	13,728
	(3a-1) 可燃ごみ	(t/年)	12,088	11,973	11,825	11,700
	(3a-2) 資源ごみ	(t/年)	2,491	2,388	1,972	1,730
	(3a-2-1) 布類	(t/年)	75	75	75	75
	(3a-2-2) 段ボール	(t/年)	300	300	300	300
	(3a-2-3) 新聞	(t/年)	464	456	421	387
	(3a-2-4) 雑誌	(t/年)	310	258	112	55
	(3a-2-5) ガラス類	(t/年)	386	372	322	285
	(3a-2-6) 金属類	(t/年)	216	200	118	76
	(3a-2-7) プラ製容器	(t/年)	629	621	541	481
	(3a-2-8) ペットボトル	(t/年)	83	79	58	44
	(3a-2-9) リサイター※	(t/年)	1	0	0	0
	(3a-2-10) 有害ごみ	(t/年)	26	26	26	26
	(3a-3) 不燃ごみ	(t/年)	319	300	198	139
	(3a-3-1) 不燃ごみ	(t/年)	303	284	187	132
	(3a-3-2) 埋立ごみ	(t/年)	16	16	10	7
	(3a-4) 粗大ごみ	(t/年)	155	182	171	159
	(3a-4-1) 可燃性粗大ごみ	(t/年)	113	131	123	114
	(3a-4-2) 不燃性粗大ごみ	(t/年)	42	51	48	45
	(3b) 直接搬入ごみ	(t/年)	87	87	87	87
	(3b-1) 可燃ごみ	(t/年)	16	18	18	18
	(3b-2) 資源ごみ	(t/年)	7	11	11	11
	(3b-3) 不燃ごみ	(t/年)	2	2	2	2
	(3b-4) 粗大ごみ	(t/年)	62	56	56	56
	(3b-4-1) 可燃性粗大ごみ	(t/年)	45	40	40	40
	(3b-4-2) 不燃性粗大ごみ	(t/年)	17	16	16	16
(3c) 集団回収	(t/年)	1,220	1,206	1,086	988	
(3c-1) 新聞紙	(t/年)	664	653	602	555	
(3c-2) 雑誌	(t/年)	223	219	182	155	
(3c-3) ダンボール	(t/年)	223	225	210	195	
(3c-4) 衣類	(t/年)	59	61	61	61	
(3c-5) アルミ缶	(t/年)	51	48	32	23	
(4) 事業系ごみ合計	(t/年)	5,226	5,226	5,226	5,226	
	(t/日)	14.3	14.3	14.3	14.3	
	(g/人・日)	216.5	216.5	216.5	216.5	
(4a) 直接搬入ごみ	(t/年)	5,226	5,226	5,226	5,226	
(4a-1) 可燃ごみ	(t/年)	5,226	5,226	5,226	5,226	
(4a-2) 資源ごみ	(t/年)	-	-	-	-	
(4a-3) 不燃ごみ	(t/年)	-	-	-	-	
(4a-4) 粗大ごみ	(t/年)	-	-	-	-	

※リサイター：学校給食などの残飯を堆肥化する装置で平成 23 年 8 月に廃止されています

表 2-2-2(2) ごみ処理量の推計

区 分	単 位	実績値		推計値		
		H. 23年度	H. 24年度	H. 29年度	H. 34年度	
処 理 内 訳	(5) 焼却処理量	(t/年)	17,488	17,390	17,234	17,100
	(5a) 可燃ごみ	(t/年)	17,330	17,218	17,070	16,945
	(5a-1) 生活系可燃ごみ	(t/年)	12,104	11,992	11,844	11,719
	(5a-2) 事業系可燃ごみ	(t/年)	5,226	5,226	5,226	5,226
	(5b) 可燃性粗大	(t/年)	158	172	164	155
	(5b-1) 生活系可燃性粗大	(t/年)	158	172	164	155
	(5b-2) 事業系可燃性粗大	(t/年)	0	0	0	0
	(6) 焼却以外の中間処理量	(t/年)	2,877	2,768	2,246	1,942
	(6a) 不燃ごみ	(t/年)	2,498	2,399	1,983	1,741
	(6a-1) 生活系不燃ごみ	(t/年)	2,498	2,399	1,983	1,741
	(6a-2) 事業系不燃ごみ	(t/年)	0	0	0	0
	(6a) 不燃ごみ	(t/年)	321	302	200	141
	(6a-1) 生活系不燃ごみ	(t/年)	321	302	200	141
	(6a-2) 事業系不燃ごみ	(t/年)	0	0	0	0
	(6b) 資源ごみ	(t/年)	59	67	64	60
	(6b-1) 生活系資源ごみ	(t/年)	59	67	64	60
	(6b-2) 事業系資源ごみ	(t/年)	0	0	0	0
(7) 最終処分量	(t/年)	2,533	2,510	2,385	2,307	
(7a) 焼却灰	(t/年)	2,154	2,141	2,122	2,106	
(7b) 破砕くず等	(t/年)	380	369	263	201	
資 源 化 内 訳	(8) 資源化量	(t/年)	3,720	3,608	3,072	2,732
	(8a) クリーンセンター回収分	(t/年)	2,498	2,399	1,983	1,741
	(8a-1) 布類	(t/年)	75	75	75	75
	(8a-2) 段ボール	(t/年)	300	300	300	300
	(8a-3) 新聞	(t/年)	464	456	421	387
	(8a-4) 雑誌	(t/年)	310	258	112	55
	(8a-5) ガラス類	(t/年)	386	372	322	285
	(8a-6) 金属類	(t/年)	216	200	118	76
	(8a-7) プラ製容器	(t/年)	629	621	541	481
	(8a-8) ペットボトル	(t/年)	83	79	58	44
	(8a-9) リサイター※	(t/年)	1	0	0	0
	(8a-10) 有害ごみ	(t/年)	26	26	26	26
	(8a-11) 直接搬入資源(分類不可)	(t/年)	7	11	11	11
	(8a-12) 熔融スラグ	(t/年)	3	3	3	3
	(8b) 集団回収分	(t/年)	1,220	1,206	1,086	988
	(8b-1) 新聞紙	(t/年)	664	653	602	555
	(8b-2) 雑誌	(t/年)	223	219	182	155
(8b-3) ダンボール	(t/年)	223	225	210	195	
(8b-4) 衣類	(t/年)	59	61	61	61	
(8b-5) アルミ缶	(t/年)	51	48	32	23	
(9) 資源化率	(%)	17.2	16.9	14.9	13.6	

※(5)焼却処理量：処理した実績ではなく、単純に可燃ごみ及び可燃性粗大ごみの合計値を用います。

※(6)焼却以外の中間処理量：処理した実績ではなく、単純に資源ごみ、不燃ごみ、可燃性粗大ごみの合計値を用います。

注) 表 2-2-2(1)の内、(3b)直接搬入ごみは全量を按分して各分別区分(可燃ごみ等)に割り振っています。

このため、小数点以下が隠れており、表 2-2-2(1)中の数値の合計値と表 2-2-2(2)の数値が異なる場合があります。

例) H34年度 (5a-1)生活系可燃ごみ：11,719 t ですが、(3a-1)可燃ごみ：11,700 t と(3b-1)可燃ごみ：18 t の合計値は 11,718 t となります

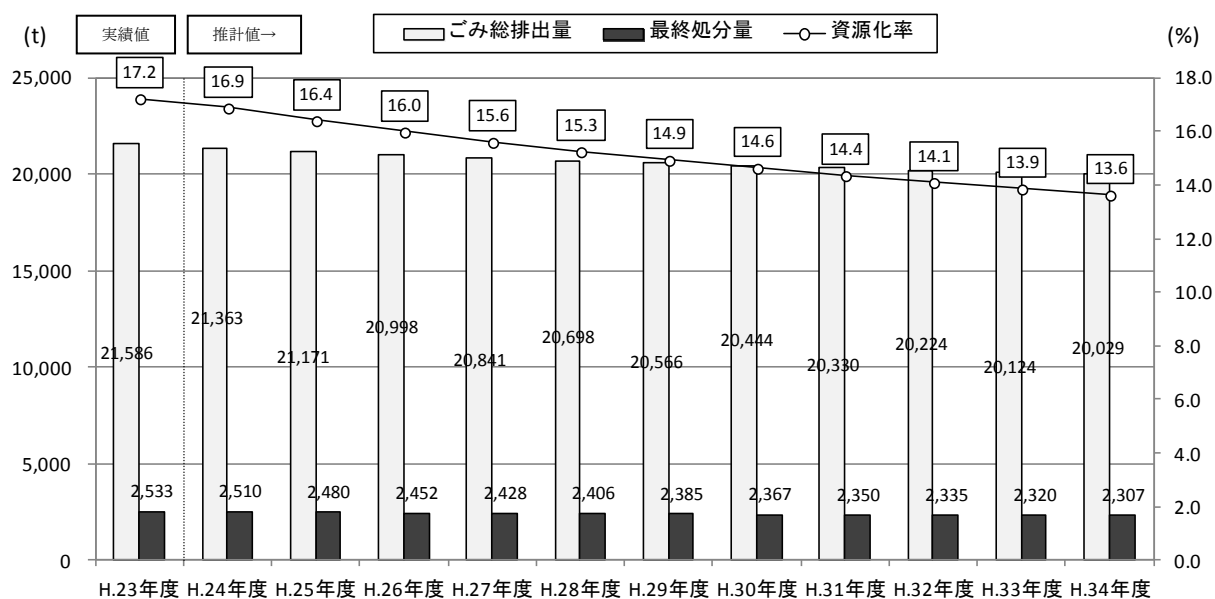


図 2-2-2 ごみ量の推計

ごみ総排出量は平成 23 年度の実績値が 21,586t/年であったのに対して、推計値は平成 29 年度には 20,566t/年 (1,020t 減)、平成 34 年度には 20,029t/年 (1,557t 減) となっており、人口の減少も影響し年々減少していくと予測されます。

また、過去の実績で資源ごみに大きな減少傾向が見られたため、推計結果でも資源化率が減少していくことが予測され、平成 23 年度実績値が 17.2%であったのに対して、推計値は平成 29 年度には 14.9% (2.3 ポイント減)、平成 34 年度には 13.6% (3.6 ポイント減) となっています。

1 現況の整理

(1) 地域の特性

A. 人口

人口は過去10年間でみても大きな変動はみられず、ほぼ横ばいの傾向を示しています。

世帯数は平成15年から平成24年までの10年間で2,087世帯増加し、これに比例して一世帯当たりの人口が減少し、平成23年では2.6人/世帯となっています。

年齢別の人口では、平成24年において1～14歳が14.1%、15～64歳が62.9%、65歳以上が23.0%となっており、平成22年度の5歳階級別人口では、国勢調査における愛知県結果と比較しても同程度の割合となっています。なお、60～64歳の人口割合が最も高く、今後の高齢化も予想されます。

B. 産業

産業の大分類でみると、事業所数、従業者数ともに増加しています。

一方で、工業の事業所数、従業者数は減少の傾向がみられ、農家数も年々減少しています。

また、事業系ごみの排出量は年々減少しており、事業規模の縮小などが影響しているものと考えられます。

C. ごみ処理

ごみ総排出量は年々減少の傾向にあります。この中で、資源ごみの減少が大きな要因となっており、新聞紙、雑誌類が大きく減少しています。新聞や雑誌の排出量については情報の電子化が進むにつれて、減少していくことが考えられ、実際に新聞紙の全国発行部数も減少しています（平成14年：53,198,444部から平成23年：48,345,304の9%減（一般社団法人日本新聞協会より））。また、販売店による古紙回収等により、実態を把握できない民間処理により資源化されている場合もあり、実績の減少＝資源化の減少とは言い難い現状があります。

さらに、アンケート調査結果によると、資源化できる古紙類や衣類、剪定枝、食用油等について、可燃ごみとして搬出しているのが実態で、資源化できるものの周知徹底を図っていく必要があります。

D. 住民アンケート

住民アンケート結果において寄せられた意見を整理すると以下のようになります。

「保存版 津島市 家庭ごみ&資源の分け方と出し方」の活用	90%以上の方が活用していると答えており、ごみの出し方がわからないときに、最も活用されている情報媒体です。 内容については、「分かりやすい」、「どちらかといえばわかりやすい」が約 80%を占め、反対に「分かりにくい」、「どちらかといえば分かりにくい」が約 15%を占めています。
分別区分について	現状の分別区分について、「増やすべき」が約 4%、「現状維持」が約 78%、「減らすべき」が約 10%をそれぞれ占めています。 また、将来的に分別区分が増えた時、「手間がかかっても分別して出す」が約 25%、「簡単な分別ならできる」が約 64%、「分別できない」が約 5%をそれぞれ占めています。
生ごみの減量について	生ごみ減量の取組について、「している」が約 42%、「時々している」が約 27%を占めています。 具体的な取組内容として、「買わない」や「食べきる」といった意見が多くなっていましたが、その他にも「水切りの実施」が約 16%、「生ごみ処理機・コンポスト容器の利用」が約 5%を占めていました。 また、将来的に生ごみの分別収集が可能かという間に対して、「できる」が約 48%、「できない」が約 9%、「わからない」が約 37%でした。
収集回数について	有害ごみの収集頻度が少ないという回答が多く、約 39%を占めています。
資源物の処分	古紙類や衣類を可燃ごみとして搬出している割合が多くなっています。 また、紙製容器包装、剪定枝、廃食用油は現状可燃ごみとして排出されており、資源化の検討が必要です。
市のごみ減量・リサイクル事業等について	ほとんどの事業が認知されていないのが現状です。機会があれば参加・利用しようと考えている方も多く、今後の普及・啓発が課題といえます。
資源リサイクルの流れ	回収された資源がどのように資源化されているかの認知度は低く、「知っている」が 30%なのに対して、「知らない」が 66%を占めています。
常設の資源ステーション設置について	いつでも資源を持ち込める常設ステーションについて、「必要である」が 39%、「どちらかといえば必要である」が 41%を占めており、関心が強くなっています。
自由意見について	自由記入欄の中で主なものは以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみの常設ステーションを設置してほしい ・ごみの収集ステーションが遠い・増やしてほしい ・食用油の回収場所がわからない・回収を実施してほしい ・剪定枝の資源化をしてほしい ・分別区分がわかりにくい（特にプラスチック製容器包装）ため、パンフレットなどの改訂をしてほしい ・ごみ減量に対する取組の周知をしてほしい ・資源ごみ袋の無料化をしてほしい

(2) 分別区分の評価

環境省において、平成19年6月に「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（以下「処理システムの指針」という。）」が策定されています。

処理システムの指針によると、「標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用・適正処分の方針」について、3段階に類型区分が示されており、類型Ⅰの区分となる自治体は類型Ⅱを、類型Ⅱとなる自治体は類型Ⅲを目指し、分別の拡大を図ることを促しています。表3-1に標準的な分別収集区分と津島市の分別区分の比較を示します。

津島市では、類型Ⅰに近い（類型Ⅰに加えて、プラスチック製容器包装の分別を実施している）区分となっており、状況に応じて類型Ⅱへの分別拡大（紙製容器包装の分別）を目指す必要があります。

表3-1 一般廃棄物の標準的な分別収集区分と津島市の分別区分

分別収集区分		類型Ⅰ	類型Ⅱ	類型Ⅲ	津島市
①資源回収する 容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	○	○	○	○
	①-2 ガラスびん	○	○	○	○
	①-3 ペットボトル	○	○	○	○
	①-4 プラスチック製容器包装		○	○	○
	①-5 紙製容器包装		○	○	
②古紙類・布類等（集団回収含む）		○	○	○	○
③生ごみ、廃食用油等				○	
④燃やすごみ（廃プラスチック類含む）		○	○	○	○
⑤燃やさないごみ		○	○	○	○
⑥その他専用の処理のために分別するごみ		○	○	○	○
⑦粗大ごみ		○	○	○	○

(3) 上位計画

廃棄物処理法に基づく国の基本方針において、平成27年度を目標年度とした廃棄物の適正な処理に関する目標を掲げています。

また、愛知県廃棄物処理計画（平成24年度～平成28年度）においてもごみ減量に関する目標値が設定されています。

これら上位計画の目標値を勘案しつつ、ごみ排出量等の目標値を検討していく必要があります。

表3-2 上位計画の目標値

目標項目	国の基本方針 ＜平成27年度目標値＞	愛知県廃棄物処理計画 ＜平成28年度目標値＞
一般廃棄物排出量	平成19年度比 約5%削減	平成20年度比 約9%削減
再生利用率	約25%	約26%
最終処分量	平成19年度比 約22%削減	平成20年度比 23%削減

出典：廃棄物処理法に基づく国の基本方針

愛知県廃棄物処理計画（平成24年度～平成28年度）

(4) 前回基本計画の目標

平成 15 年度から市民委員会によって策定された前回基本計画では、大目標として「リサイクルよりも、ごみを出さない暮らしをする」ことが掲げられていました。

リサイクルはごみの減量につながります。しかし、多くのお金やエネルギーが使われることから、最大の目標として、ごみを出さない暮らしを市民一人ひとりが実行することを掲げて推進してきました。

数値目標では、平成 24 年度予測値である資源 257 g、ごみ 651 g の合計 908 グラムの内訳を「ごみを予測の 55 パーセントに減らし、資源を 2 倍にする」として、ごみ排出量及び資源排出量について表 3-3 に示す目標値が設定されています。

ごみ排出量の予測値については、下回っており発生抑制ができているといえますが、資源排出量をみると目標値に大きく届かないのが現状となっています。

表 3-3 前回ごみ処理基本計画の目標値と推計値（平成 24 年度）

目標設定対象	目標値（前回ごみ処理基本計画） 予測値（今回ごみ処理基本計画）		目標の達成状況
	ごみ排出量	前回基本計画の目標値（H24 年度） 本計画の予測値（H24 年度）	
資源排出量	前回基本計画の目標値（H24 年度） 本計画の予測値（H24 年度）	552 g / 人・日 154 g / 人・日	×

(注) 今回計画の予測値は、現況推移ケース（新たな施策や分別区分の変更を行わずに、現状のまま推移した場合の予測値）です。

2 課題の抽出

(1) 発生・排出抑制

ごみの排出量については、減少傾向にあり、平成 23 年度では 1 人 1 日当りのごみ総排出量が 894g/人・日、家庭系ごみ排出量では 678g/人・日となっており、愛知県内でも発生抑制量の水準が高いといえます。

今後とも、ごみの発生抑制に対する取組の普及啓発活動を推進していくことが重要です。

(2) 分別・資源化

資源排出量は減少の傾向にあります。特に資源排出量の多くを占めていた新聞紙、雑誌類の減少が著しく、現状の実績から見ると、今後も減少を続けることが予測されます。新聞紙、雑誌類については、情報の電子化より発行部数自体が減少していたり、新聞の販売店による古紙回収により、市の把握できる範囲外での資源化が行われていることもあるため、これら市の取組外の回収量を把握していくことは難しいのが現状です。

その一方で、資源分別の周知徹底によって、資源化率を上げていくことは十分に可能であり、津島市民を対象としたアンケート調査によると、プラスチック製容器包装の分別について分別が徹底されていないため情報提供をしてほしいという意見が多くなっています。

また、可燃ごみとして排出されている資源も多く、衣類については約 3 割が、集団回収のみで回収されている紙パックでは約 4 割が可燃ごみとして排出されているという回答結果になっており、収集体制が整備されれば資源化が可能であるといえます。

さらに、紙製容器包装、生ごみ、せん定枝、使用済みの食用油は可燃ごみとして処理されているため、状況を見て可能であれば資源化を検討していく必要があります。

(3) 収集運搬

アンケート結果では、「資源の常設ステーションを設置してほしい」、「ごみの収集ステーションまでの距離が遠いため、増やしてほしい」、「有害ごみの収集回数が少ない」という意見が多くみられました。

マナーについては、プラスチック製容器包装の分別徹底が不十分で、回収されずにステーションに残ってしまうものもあるのが現状となっており、パンフレット等による周知徹底が必要です。

(4) 中間処理

海部地区環境事務組合の管理する八穂クリーンセンターに搬入されるため、引き続き連携を図り適正処理を行っていく必要があります。

(5) 最終処分

資源分別の徹底、さらには生ごみ、せん定枝の堆肥化を検討する等して焼却量の減量を図り、最終処分量を減らしていくことが必要です。

第1節 基本方針

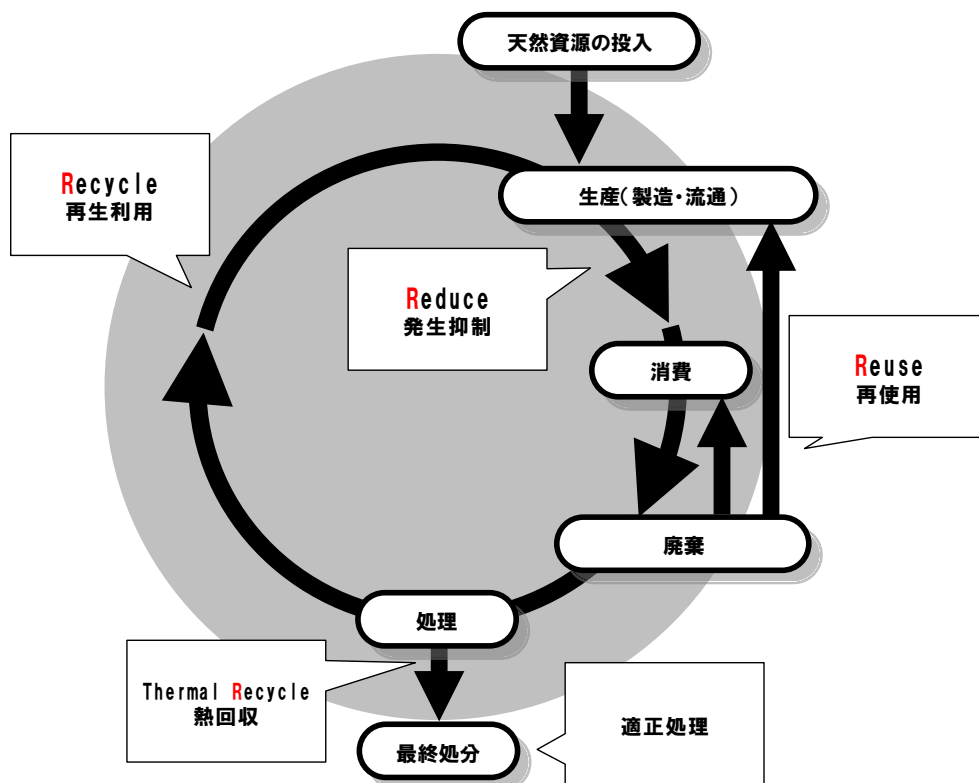
1 循環型社会の概念

日本のごみ処理情勢として、過去の大量発生・大量消費の時代から発生抑制へと転換して以降、ごみの減量・リサイクルは全国的な課題として各自治体において取り組まれています。

ごみの発生・排出抑制やリサイクルを効果的かつ効率的に行うためには、「ごみ」になる前段階での取り組みが重要となります。

このため、発生・排出抑制・再資源化計画では、3R 運動の推進を基本とした市民、事業者、行政の三者がそれぞれの立場での取り組みを明確にするとともに、互いの能力や特性を生かし、社会的な役割を踏まえながら同じ立場で協力・協調する協働関係を構築し、取り組みを推進していくことが求められます。

以下に循環型社会の概念図を示します。



3

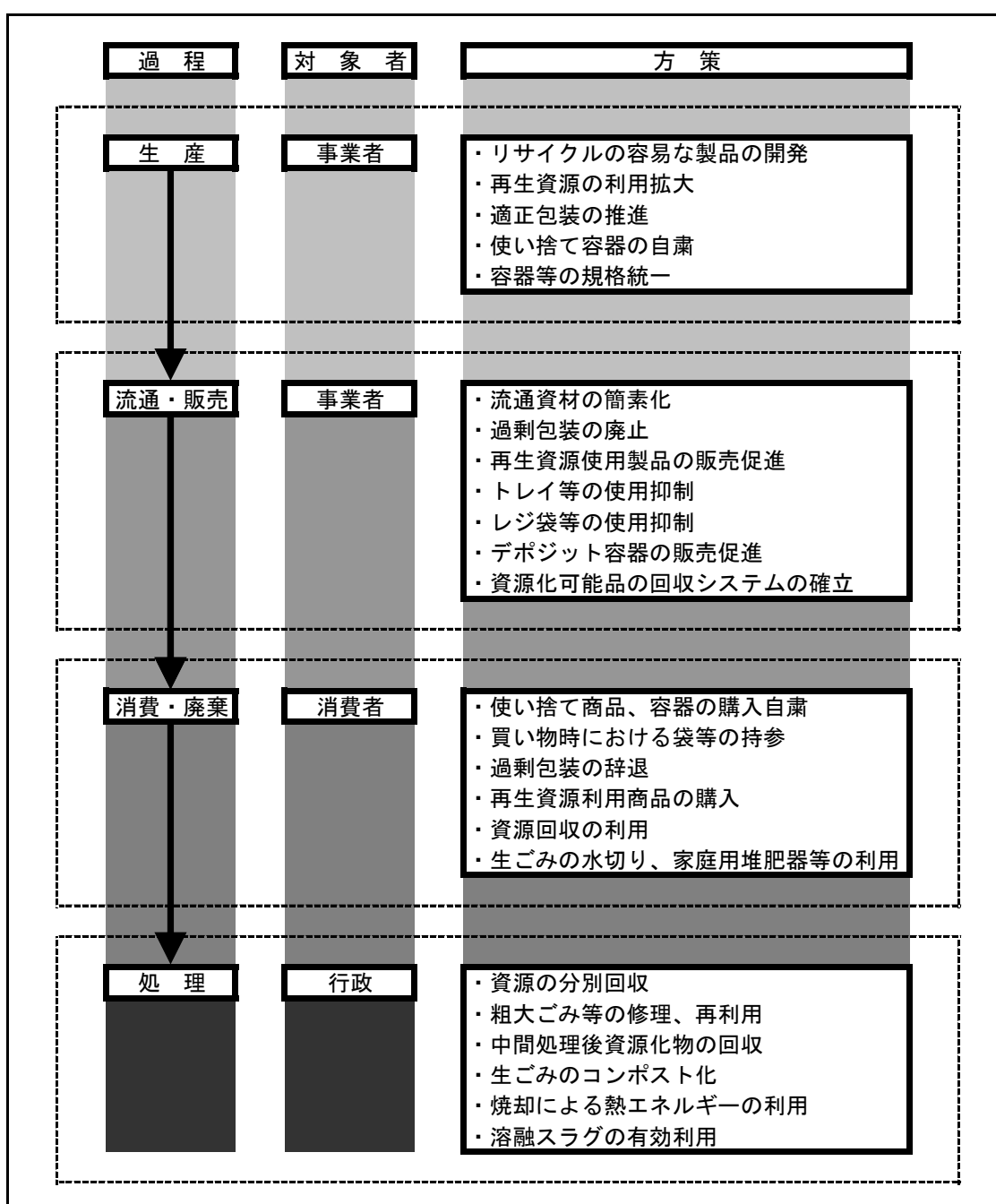
R

- R educe:発生抑制(廃棄物を出さない)
- R euse:再使用(再使用する)
- R ecycle:再生利用(再資源化する)

2 排出抑制・資源化に向けた方策の概念

ごみの排出抑制及び資源化は、生産→流通・販売→消費・廃棄に至る製品、流通の各過程、ならびに収集→処理→処分に至る各過程において事業者、消費者、行政の三者がそれぞれ行うことが重要です。生産から廃棄の段階では、製造工程等の見直しによる廃棄物の発生しにくいシステムの構築による発生抑制、廃棄物を原料として資源化する排出抑制などの取り組みが必要となり、流通～販売・消費過程でも同様に、包装材の節減や容器等の回収・資源化などが必要となります。一方、廃棄される段階では、修理・再生や資源として回収する再利用、熱やエネルギーとしての資源化などが必要となります。

製品の各段階における三者の排出抑制・資源化方策、品目別の排出抑制・資源化方策を以下に示します。



3 広域的取組みの推進と必要性

ごみの処理に関する事業の実施に当っては、適正な循環利用や適正処分を進める上での必要性を踏まえ、周辺市町村との連携による広域的な取組みを、海部地区環境事務組合にて図っています。

海部地区環境事務組合は、海部津島地域（あま市については、合併前の甚目寺町地区を除く。）のごみ及びし尿を共同処理する一部事務組合で、平成14年6月稼働の最新の技術を導入したごみ処理施設「八穂クリーンセンター」を有し、ごみ焼却施設と資源化・減容化施設を兼ね備えた総合的な大型リサイクル施設となっています。また、焼却炉で発生する熱エネルギーは回収し、発電、工場や地域施設の給湯、暖房に利用しています。

さらに、スケールメリットを活かし、不燃ごみや資源ごみ等を合理的かつ経済的に処理し、有価物として再生できるようにもしています。

このような周辺市町村との連携による広域的な処理は、再生利用が可能なごみを広域的に集めることにより、再生利用がより容易になる場合があること、焼却処理を選択している場合には、ごみ焼却施設の集約化による全連続炉化により、ダイオキシン類の排出抑制を図ることができること、地球温暖化防止に資する高効率発電などにより、効率的な熱回収が可能となること、高度な処理が可能な小規模処理施設を個別に整備するよりも施設を集約化した方が全体として整備費用が安くなることの長所があるため、地域の社会的、地理的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を確保して広域的な処理に対応しています。

第2節 基本方針

1 基本理念及び基本方針

3R【Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）】の中でも効率的且つ処理コストのかからない発生抑制が最も必要であり、津島市においても、発生抑制対策に重点を置き、より一層のごみ減量を推進していくことが求められます。また、発生抑制のできないものについてはできる限り再利用していき、さらにごみとして排出されるものでも資源化に回せるものについては、しっかりと分別を行い再生利用することを徹底していく必要があります。

特に、前回基本計画策定から10年が経過し、社会やライフスタイルの変化もあり、ごみ処理の在り方についてコミュニケーションを再構築して行く必要があります。

以上のことを踏まえて、津島市ごみ処理基本計画の基本方針を市民協働に重点をおいて、以下のように定めます。

基 本 理 念	市民協働によるごみ処理体制の構築
------------------	------------------

また、基本理念を実現するための基本方針を以下のように定めます。

基 本 方 針 ①	発生抑制に向けた市民一人一人とのコミュニケーションの再構築
市民の意識向上を図り、家庭や事業所での取り組みを推進することで、ごみ発生量を削減します。	

基 本 方 針 ②	資源化リサイクルの推進
資源の市場の状況を踏まえ、社会の状況に応じた資源化リサイクルをさらに推進していきます。	

基 本 方 針 ③	適正な処理体制の構築
ライフスタイルの変化や超高齢社会に対応したコストと環境負荷のバランスを考慮した収集体制を推進します。	

第3節 達成目標

1 ごみ排出量の削減目標

ごみの排出抑制に関連する国の方針では、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成22年12月）（以下「基本方針」という。）において、一般廃棄物の減量化の目標が示されており、平成19年度を基準年度として、平成27年度までに約5%を削減することを目標としています。また、愛知県の方針としては、愛知県廃棄物処理計画（平成23年度）（以下、「県処理計画」という。）において、平成20年度を基準に、平成28年度の排出量を平成20年度実績から9%削減することを目標としています。

現在、津島市の平成23年度の1人1日あたりのごみ排出量は894g/人・日であり、愛知県の目標値を基準とし、平成28年度までに平成20年度実績値（1,012g/人・日）から約9%の削減をした場合、921g/人・日に削減となり、平成23年度の時点で目標を達成できていることとなります。

このため、津島市としてはさらなる発生抑制を目指し、以降「第4節 ごみ処理基本計画」に示す施策等により中間年度である平成29年度に819g/人・日（平成23年度実績比8.4%の削減）を目指し、目標年度である平成34年度には764g/人・日（平成23年度実績比14.5%の削減）を目指すこととします。

●1人1日あたりのごみ排出量目標値

平成29年度目標値 : 819g/人・日（基準年比8.4%削減）

平成34年度目標値 : 764g/人・日（基準年比14.5%削減）

基準年（平成23年度） : 894g/人・日

2 資源化率の目標

資源化率に関連する国の方針では、「基本方針」において、平成 27 年度までに約 25%に向上させることを目標としています。また、「県処理計画」において、約 26%に向上させることを目標としています。

一方で、津島市の資源化率は年々減少しており、平成 23 年度のリサイクル率は 17.2%となっており、現状のままの資源排出状況で推移すると目標年度には 13.6%まで減少してしまうことが予測されます。

近年は資源が行政の回収以外でも行われているのが現状となっており、新聞紙、雑誌等は新聞販売業者が回収を行っていたり、スーパーやコンビニ等でも資源となるペットボトル、空き缶、空きビンのほかにプラスチック製容器包装までも回収できるようになっています。

津島市としては、プラスチック製容器包装の分別を重点的に行い、以降「第 4 節 ごみ処理基本計画」に示す施策等により中間年度である平成 29 年度に 19%を目指し、目標年度である平成 34 年度には 21%を目指すこととします。

●資源化率の目標値

平成 29 年度目標値 : 19%

平成 34 年度目標値 : 21%

基準年（平成 23 年度） : 17%

3 最終処分量の目標

最終処分に関連する国の方針では、「基本方針」において、平成 19 年度を基準年度として、平成 27 年度までに約 22%を削減することを目標としています。また、「県処理計画」において、平成 20 年度を基準に、平成 28 年度の最終処分量を約 23%削減することを目標としています。

現在津島市の最終処分量は、平成 23 年度で 2,533 t となっており、愛知県の目標値を基準とし、平成 28 年度までに平成 20 年度実績値 (2,838 t) から約 23%の削減をした場合、2,185 t となります。

焼却、最終処分を海部地区環境事務組合において広域処理している津島市としては、最終処分される発生源の抑制により最終処分量の減量を目指していき、中間年度である平成 29 年度に 2,204 t (平成 23 年度実績比 13.0%の削減)を目指し、目標年度である平成 34 年度には 1,948 t (平成 23 年度実績比 23.1%の削減)を目指すこととします。

●最終処分量の目標値

平成 29 年度目標値 : 2,204 t (基準年比 13.0%削減)

平成 34 年度目標値 : 1,948 t (基準年比 23.1%削減)

基準年（平成 23 年度） : 2,533 t

4 目標達成ケースにおけるごみ処理量の見込み

達成目標に基づいて、ごみの減量及び資源化を行った場合の推計結果（目標達成ケース：平成34年度）について以下の図4-1に示します。

なお、今後の状況を考慮して廃食用油等の新たな資源化対象を導入していくことも検討します。

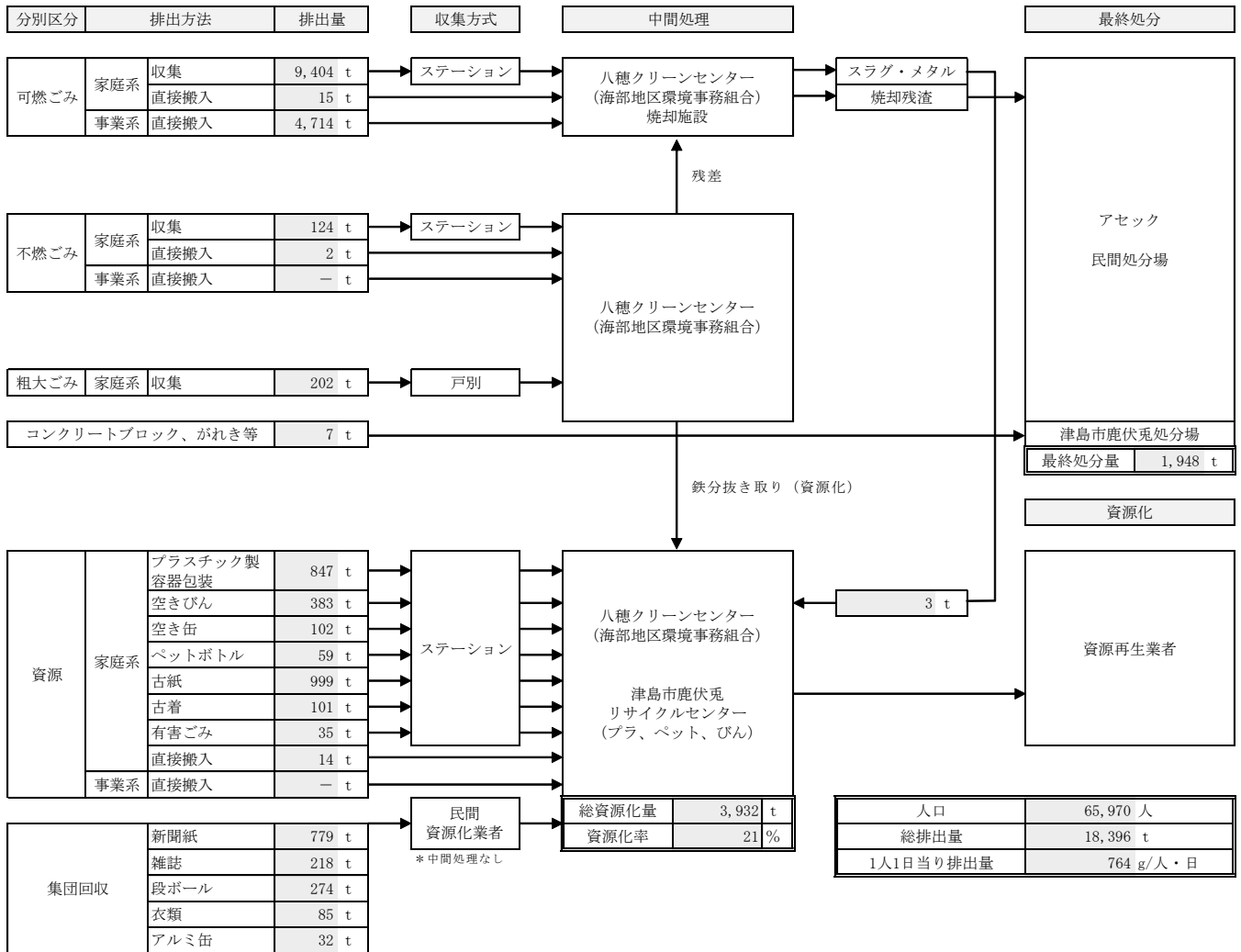


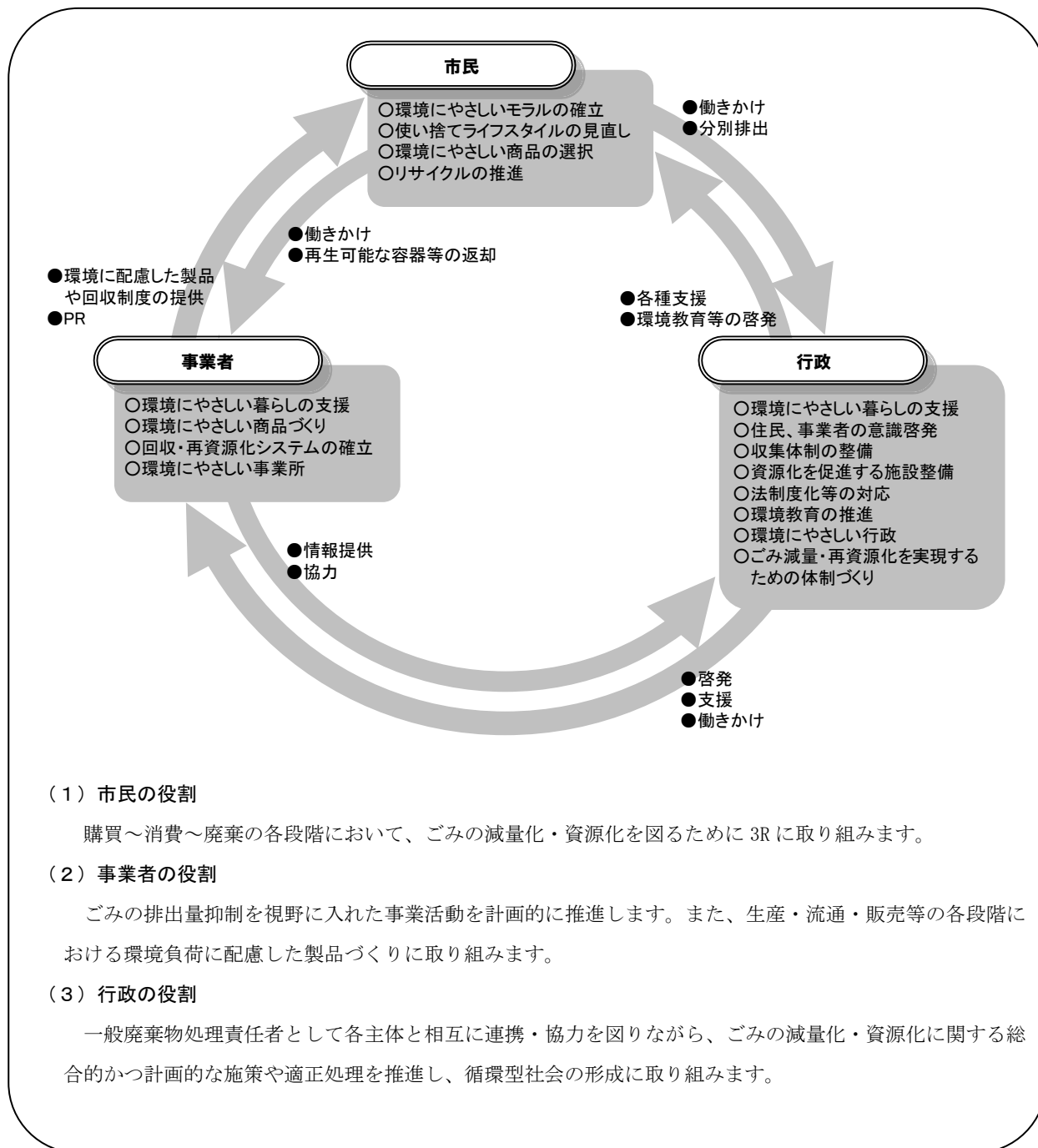
図4-1 目標達成年度（平成34年度）の排出量及び処理量フロー図

第4節 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理の主体

ごみ処理基本計画を考える前提として、廃棄物の排出抑制と資源化の促進のためには、消費の主体である市民とともに、製造販売に係る事業者並びに処理を行う行政の三者が一体となって取り組むことが重要となります。

以降に示す基本計画では、主体を市民・事業者・行政に分けて考えていきます。



2 発生・排出抑制計画

(1) 今後の方策

津島市のごみ排出量は減少の傾向にありますが、ごみの発生抑制は 3R の中で最も重要な課題であり、さらなる減量を目指していく必要があります。

ごみの発生抑制には、市民一人一人の行動が大変重要となるため、行政と市民が協力し、ごみの削減を目指していく必要があります。

行政としては、市民の発生抑制に対する行動の啓発及びサポートをしていくことを目指し、発生・排出抑制に関する施策を以下のように定めます。

○市民の役割

施策①	生ごみたい肥化の推進
生ごみ処理容器を購入したり、家庭で簡易的に作れる処理容器を利用して、生ごみのたい肥化を行い、ごみ排出量抑制に努めます。	
施策②	生ごみの水分ひとしぼり運動の実施
生ごみは水分をしぼることで1割程の削減が見込まれ、乾燥させるとさらに大きな削減となります。 また、エコクッキングにも取り組み、発生・排出抑制に努めます。	
施策③	過剰包装商品の購入自粛
スーパーなどの販売されている商品の中で、過剰包装されているものの購入をできるだけ控え、すぐに捨ててしまうごみを減らしていくよう努めます。	
施策④	マイバック持参運動の実施
買い物時にマイバックを持参することで、レジ袋の削減に努めます。	
施策⑤	市民委員会等による啓発活動の実施
これまで、市民委員会によってごみ分別の説明会や啓発活動が行われてきました。このような取組を今後も積極的に行います。	
施策⑥	リユースによる発生抑制
不用品でも再使用できるものについては、フリーマーケット等の開催によってごみの発生抑制を目指していきます。	

○事業者の役割

施策⑦

過剰包装商品の販売抑制

スーパー等の店頭で販売している商品で、過剰包装されているものについては、見直しを行い、できる限りごみを出さないようにしていきます。

施策⑧

レジ袋有料化の実施

レジ袋有料化を実施することで、マイバックの持参者を増やしていきます。

○行政の役割

施策⑨

広報等による発生抑制・再使用の啓発

広報や回覧板及び津島市ホームページを通じて発生抑制・再使用の推進を市民に啓発していきます。また、市民委員会の主体となるプラスチック製容器包装分別・生ごみたい肥化などの講習会のサポートを行います。

施策⑩

見学会・講習会等の環境教育の推進

環境教育として、毎年1回の清掃工場の見学会や市民委員会を主体としたごみ処理に関する講習会のサポートをします。

また、小学校や中学校を対象にごみの分け方等に関する環境教育を実施します。

施策⑪

ごみ処理に係る情報の提供

ごみ袋有料化の必要性やごみ処理に関してどれほどのコストがかかっているかを市民に情報提供し、市民一体となってコスト削減のためのごみ減量化を目指すように啓発していきます。

施策⑫

生ごみたい肥化の普及啓発

家庭でできる簡単な生ごみたい肥の作り方講習会等を開催し、ごみ減量と資源循環に向けた生ごみたい肥化の普及啓発を行います。

施策⑬

フリーマーケット等の開催支援

再使用を促進し、ごみ減量を推進するため、フリーマーケット等の開催支援を行います。

施策⑭**コーディネーターとしての役割**

清掃事務所を中心とした、地域におけるごみ減量の取組の推進、「ごみと資源」に関する相談窓口の充実、市全域のごみゼロ活動のコーディネート、地域の清掃・美化啓発活動の充実等の支援を行います。

施策⑮**行政の率先垂範**

庁舎内におけるグリーン購入などの行動を行政が率先垂範し、市内の発生・排出抑制を促進します。

施策⑯**拡大生産者責任の確立**

国等に対して、他の自治体等と連携を取りながら、製品等の製造や販売を行う事業者が、製品の耐久性の向上、設計の工夫、材質や成分表示、一定の製品について廃棄等の後に生産者が引取りやりサイクルを実施する「拡大生産者責任」の確立を強く求めています。

3 分別・資源化計画

(1) 今後の方策

津島市の資源化率は年々減少しており、燃やすごみの中には資源として回収できるものも多く混入していると考えられます。今後ともごみの分別・資源化を引き続き推進していくものとし、特に分別対象の分かりにくいプラスチック製容器包装の分別を普及していく必要があります。

また、常設のリサイクルステーションを設置してごみを資源として出しやすい環境を整備していくことを検討するとともに、廃食用油や小型家電の資源化について、常設のリサイクルステーションでの回収を検討します。また、刈草、せん定枝のたい肥化等処理方法について検討します。

○市民の役割

施策①	ごみステーションの管理と分別排出
地域のごみステーションが清潔に管理できるよう、ごみ排出マナーを守り、資源となるものをしっかりと分別していくよう努めます。	

施策②	集団回収の普及促進
集団回収をできるだけ多くの地域団体で行っていくよう努めます。	

施策③	プラスチック製容器包装の分別方法の周知
プラスチック製容器包装の分別対象について、しっかりと認識をもつ必要があります。さらに、市民委員会等の有識者から豆知識を提供することで、分別方法の周知を図ります。	

○事業者の役割

施策④	資源ごみの分別排出
事業系ごみとして排出するごみの中に資源として回収できるものがないかをしっかりと確認し、資源化していきます。	

施策⑤	適正処理困難物の対応
適正処理困難物（アスベスト含有家庭用品、在宅医療廃棄物、スプリングマットレス、エアゾール缶等）について適正処理できるよう対応していきます。	

施策⑥**リサイクル関連法への対応**

家電リサイクル法（テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機）、資源有効利用促進法（パソコン）に基づく適正処理について、しっかりと対応していきます。

○行政の役割**施策⑦****資源分別の普及促進**

分別されずに可燃ごみ中に含まれる資源に対して、分別徹底を図るためにポスターや広報を活用してPRします。また、集団回収に対しても助成金を交付していることをポスターや広報を活用してPRし、地域団体の増加を推進します。

さらに、資源化物の安定需要を確保するため、再生紙や再生プラスチックなどの再生材料を使用した再生品を積極的に使用し、庁舎内での率先利用や市民への紹介などを行うことで、循環型社会の形成を推進します。

施策⑧**集団回収の助成金制度の実施**

現在実施している集団回収に対する助成金制度を引き続き実施していき、地域団体による資源化を推進していきます。

施策⑨**常設のリサイクルステーションの設置検討**

常に資源ごみを持ち込めるステーションを清掃事務所に設置することで、収集頻度の少ないために資源として出しにくくなっている有害ごみや缶、ビン、ペットボトル、古着、小型家電のリサイクル推進を検討します。

施策⑩**廃食用油のBDF化の推進**

可燃ごみに含まれている廃食用油について、施策⑨の常設のリサイクルステーションの設置と併せて実験的に回収することを検討します。

施策⑪**刈草・せん定枝の資源化等の検討**

可燃ごみに含まれている刈草・せん定枝の回収方法及び資源化を検討します。

4 収集運搬計画

(1) 今後の方策

収集体制については、現状維持とします。

今後の検討課題としては、「分別・資源化計画」で掲げたとおり、常設のリサイクルステーションの設置を検討していくとともに、リサイクルステーション内での廃食用油、刈草・せん定枝の回収も実験的に導入を検討します。

(2) 収集・運搬体制

今後の収集・運搬体制については以下のとおりとします。

収集対象ごみ	現状のとおり、市内の家庭生活から発生する家庭系ごみを対象とします。
収集体制	現状のとおり、委託業者の車両による収集運搬とします。
収集頻度	基本的に現状のとおりとします。 また、今後サービスレベルが低下しないように、随時見直しを行っていきます。
収集方式	収集の効率性を考慮し、基本的にステーション方式を継続します。 なお、回収ステーションの増設について検討し、ステーションが遠くて出しにくい家庭への配慮をするほかに、高齢者に対してごみの出しやすい体制の検討を行います。
排出方式	現状どおり指定袋制を維持するとともに、発生抑制の為のごみ袋有料化を継続します。
ふれあい収集	現在、一人暮らしのお年寄りやお年寄りの世帯、障害のある方が居住されているご家庭で、ごみの持ち出しサービス（ふれあい収集）を実施しています。引き続きこの制度による収集を推進していき、ごみの出しやすい体制を整えていきます。

(3) 分別項目

今後の分別項目については以下のとおりとします。

分別区分	排出形態	収集方式	収集頻度	収集体制	
可燃ごみ	専用袋	ステーション（直接搬入可）	週2回	委託収集	
不燃ごみ	専用袋	ステーション（直接搬入可）	月1回	委託収集	
粗大ごみ	—	戸別有料収集	週1回	委託収集	
資源	プラスチック製容器包装	専用袋	ステーション（直接搬入可）	週1回	委託収集
	空きびん	専用コンテナ	ステーション（直接搬入可）	月1回	委託収集
	空き缶	専用コンテナ	ステーション（直接搬入可）	月1回	委託収集
	ペットボトル	専用袋	ステーション（直接搬入可）	月2回	委託収集
	古紙	—	ステーション（直接搬入可）	月1回	委託収集
	古着	—	ステーション（直接搬入可）	月1回	委託収集
	有害ごみ	専用コンテナ	ステーション（直接搬入可）	年2回	委託収集

※ 直接搬入は、八穂クリーンセンター、津島市鹿伏兎リサイクルセンター（対象：プラ、ペットボトル、空きびん）及び島市鹿伏兎処分場（対象：コンクリートブロック、レンガ等）となります。

また、分別をしないごみについては基本的に現状維持として以下のとおりとします。

分別項目		内容	処理方法	
収集しないごみ	処理困難ごみ	自動車の部品、タイヤ、ホイール、バッテリー、モーター類、危険物（農薬、劇薬、毒物等）、農機具、ビニールハウスのビニール、プロパンガスボンベ、消火器、廃油、薬品、塗料、ピアノ、建設廃材、在宅用医療系廃棄物の注射器・注射針など	各販売店、専門業者へ相談	
	事業系ごみ	飲食店、商店、事務所、工場などから出るごみ	自己搬入、一般廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理業者へ依頼	
	家電リサイクル	家電リサイクル法	・エアコン ・テレビ ・薄型テレビ（液晶・プラズマ式） ・冷蔵庫、冷凍庫 ・洗濯機、衣類乾燥機	小売店、家電リサイクル受付センターへ依頼（費用負担あり）
		家庭用パソコンリサイクル	・デスクトップパソコン本体 ・ノートブックパソコン ・ブラウン管式ディスプレイ ・ブラウン型ディスプレイ一体型パソコン ・液晶ディスプレイ ・液晶ディスプレイ一体型パソコン	直接メーカーへ依頼（費用負担あり）

[分別時における考慮事項]

○家庭系一般廃棄物の主な分別方法

プラスチック製容器包装に付着した汚れについて、水で軽くすすいで汚れが落とせないものに関しては、津島市の水環境保全のための観点から、現在のところ単独槽が主流【平成24年3月末現在、愛知県環境部水地盤環境課調べによる津島市の浄化槽設置基数13,103基 単独槽9,267基（70.7%）、合併槽（29.3%）3,836基】になっていることを鑑みて、水で軽くすすいで汚れが落とせないプラスチック製容器包装に関しては、容器包装に係る分別収集の対象から除去とし、可燃ごみとして取り扱います。

○有害ごみの分別方法

有害ごみとは筒型の乾電池、水銀の入っている体温計、蛍光管及び電球型蛍光管、使い捨てライターを示します。

なお、LED電球、白熱灯、グロー管は不燃物とします。また、リチウム電池、ボタン電池は販売店の回収を利用します。

○事業系一般廃棄物の分別方法

海部地区環境事務組合「事業系一般廃棄物ごみ受入れ要領」による分別方法とします。

○その他

製造メーカー等が自主的にリサイクルを行うものについては、そのルートへの誘導を図ります。

(4) 有料項目

環境省が平成 17 年 5 月に改正した「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、「経済インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」とされています。

本市においても、ごみ処理の有料化を以下のとおり導入しており、ごみの排出抑制の観点から引き続き推進していくこととします。

分別項目	有料化の内容
可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装、ペットボトル、不燃ごみ	回収袋の販売価格から回収袋の製作費用を引いた分を有料(処分手数料)としています。
粗大ごみ	排出物により料金設定があり、1 点又は 1 セット 500 円、1,000 円、1,500 円となっています。
直接搬入ごみ	生活系(可燃ごみ、不燃ごみ) 10kg : 200 円 事業系 10kg : 200 円

5 中間処理計画

(1) 今後の方策

津島市は周辺自治体を含む海部地区環境事務組合において広域処理を行っています。

焼却施設については、引き続き海部地区環境事務組合の管理する八穂クリーンセンター内焼却施設を利用し、処理していきます。

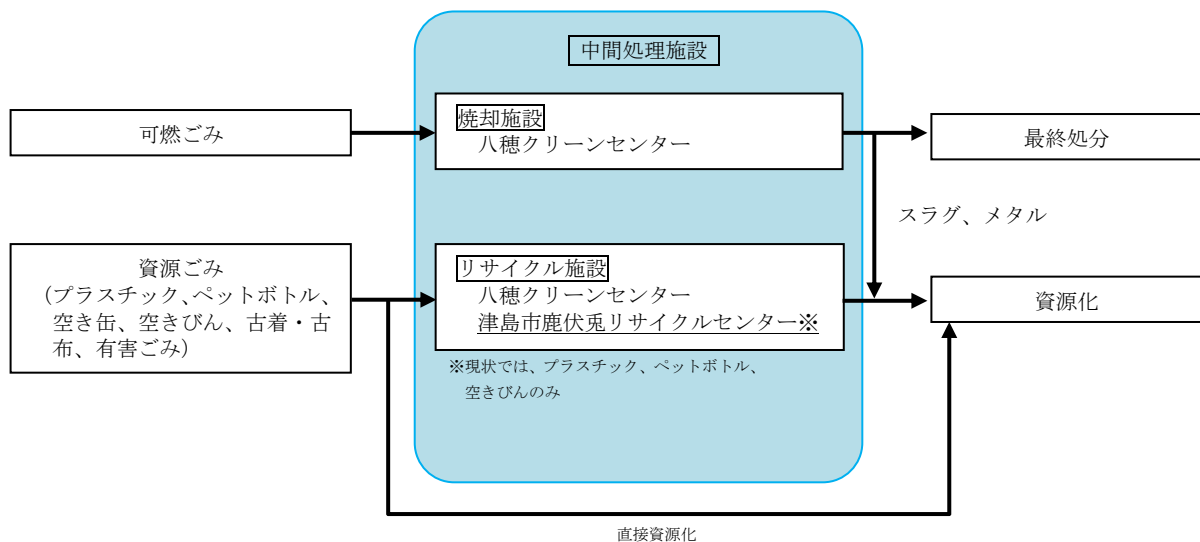
資源化施設については、空き缶は八穂クリーンセンター内のリサイクル施設にて選別・圧縮処理し、容器包装（プラスチック、ペットボトル）、空きびん）は津島市管理の鹿伏兎リサイクルセンターにて選別・圧縮処理し、資源化業者に引き渡します。また、古紙、古布、有害ごみは直接民間資源化業者により資源化していきます。

なお、現在は可燃ごみとして排出されている廃食用油や刈草・せん定枝について、資源としての受け入れを検討していきます。

(2) 中間処理体制

中間処理は現状のとおり、以下の体制にて行うこととします。

今後の課題としては、資源ごみについて、八穂クリーンセンターのさらなる有効活用を検討していきます。



6 最終処分計画

(1) 今後の方策

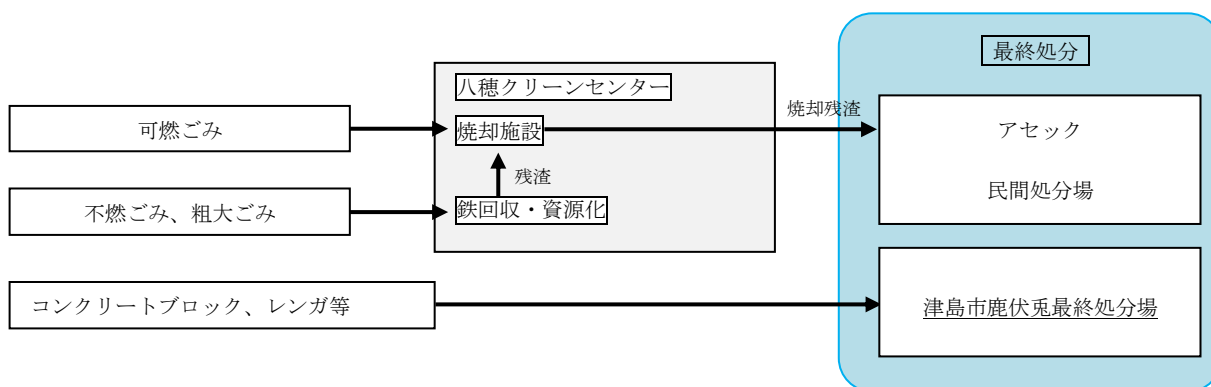
現状として、最終処分対象である焼却残渣は海部地区環境事務組合の管理する八穂クリーンセンターにて処理されており、アセック及び民間処分場にて最終処分されています。

津島市の管理している最終処分場は現在、鹿伏兔最終処分場のみとなっており、現状のとおり、コンクリートブロック等の受け入れを行っていくこととします。

なお、八穂クリーンセンターへ搬入された後に最終処分される焼却残渣については、「発生抑制計画」に基づき、できる限りの減量を目指していきます。

(2) 最終処分体制

最終処分は現状のとおり、以下の体制にて行うこととします。



第4節 その他ごみの処理に関し必要な事項

(1) 不法投棄や一般廃棄物の不適正な処理への対策

地域の生活環境や自然環境の保全の妨げとなる、不法投棄や一般廃棄物の不適正な処理である野焼き等の対策については、市民や事業者に対して、インターネットや広報等により適切な啓発、指導を実施していくとともに、啓発看板を設置するなど、不法投棄等防止対策を行います。

また、パトロールにより不法投棄や野焼きの監視を実施し、不法投棄の早期発見及びごみ等の回収により、環境の維持・保全を図ります。

(2) 災害廃棄物の処理体制

災害時に発生する廃棄物については、「津島市地域防災計画」に基づき処理体制を確立していきます。

ごみの収集は、被災地の状況を考慮し、緊急を要する地域から実施し、収集したものは、焼却処分を原則としますが、不燃性又は焼却できないものについては、埋立処分するものとします。なお、この収集・処分については、廃棄物処理法施行令に定める基準に従って行うこととします。

また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行うこととします。

○津島市地域防災計画（平成23年3月）より要約

廃棄物の処理を円滑に推進するため、収集運搬器材、仮置場及び処理、処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立する。

特に、風水害時の浸水した畳、家具、家電の処理及び地震災害時のがれきの処理については、選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量の廃棄物の最終処分までの処理体制を確立する。

市は、地震等による大規模災害が発生した場合に備えて、平成8年3月12日付けで「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」を締結している。

市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村及び県に応援要請を行う。

(3) 温暖化対策

温室効果ガスの排出抑制として、ごみ収集車の効率的な運行ルートの確保を行うなど、できる限りの温室効果ガス削減に取り組んでいきます。